蒲郡市第5期障害福祉計画 ・第1期障害児等福祉計画

平成30年3月 蒲郡市

※「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等 については、「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

なお、「障害児」との表記については、国の法令及び市の条例・規則などに基づく 法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用し、そのほかは、本 市として一般的に用いている「発達支援の必要な児童」又は「児童」との表記の仕方 を本計画でも使用しています。

目次

第1章	計画の背景と趣旨等		1
1	計画策定の背景と趣旨	2	
_			
2	計画の位置づけ	8	
3	計画の期間	8	
第2章	5 第4期までの動向と評価		9
1	手帳所持者数	10	
2	障害者自立支援給付及び児童通所支援給付の受給者数	10	
3	第4期計画の評価	11	
第3章	計画対象者の意見・ニーズと計画課題		21
1	アンケート調査結果の概要	22	
2	アンケート調査結果の要旨	24	
3	インタビュー調査結果の概要	31	
4	計画課題	42	
第4章	5 第 5 期障害福祉計画		44
1	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	45	
2	平成 32 年度の成果目標	48	
3	障がい者数の推計	55	
4	障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策	56	
5	地域生活支援事業の実施に関する事項	63	

第5章	章 第1期障害児等福祉計画 		70
1	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	71	
2	平成 32 年度の成果目標	73	
3	児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策	75	
第6章	計画の実施・進行管理体制と達成状況の点検及び評価		79
1	計画の実施・進行管理体制	80	
2	点検及び評価の基本的な考え方	82	
3	点検及び評価	82	
4	点検及び評価結果の周知	82	
【資料	4]		83
1	計画策定の経過	84	
2	蒲郡市障害者自立支援協議会について	86	



1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づく「蒲郡市障害福祉計画」について、平成19年3月に第1期計画、平成21年3月に第2期計画、平成24年3月に第3期計画、平成27年3月に第4期計画を策定し、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

第1期(平成18年度~平成20年度)の主な動き

◆ 浜町福祉センター内「蒲郡市障がい者支援センター」の開設

平成19年1月に「蒲郡市障がい者支援センター」を開設し、市福祉課の窓口とともに、障がい者やその家族などからの相談に対応しました。

◆ 市内の事業所や施設によるサービスや支援体制の充実

市内の事業所や施設は、自宅での生活を支援する訪問サービスや日中活動を支援するサービス、居住の場を提供するサービスなど、障がい者やその家族の生活を支援する体制の充実を進めました。

◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の設置

「蒲郡市障害者自立支援協議会」を設置し、障がい福祉全般の協議を行う場として、福祉、保健、医療、教育、雇用等、多分野の機関・団体が参加し、情報の共有や個別ケースの検討などを行いました。

第2期(平成21年度~平成23年度)の主な動き

◆ 「蒲郡市障がい者支援センター」への相談件数の着実な伸び

「蒲郡市障がい者支援センター」については、平成22年度の相談支援件数の実績が1,205件となっており、平成23年度は前年度を上回る件数が見込まれるなど、障害福祉サービス等の相談窓口として、利用が着実に伸びました。

◆ ケアホームの整備推進

ケアホームを新たに1 か所 (平成23年度末現在で市内計3 か所)整備しており、地域での生活のための基盤整備を進めました。

◆ 児童デイサービスの整備推進

児童デイサービスを新たに1か所(平成23年度末現在で市内計2か所)整備しており、身近な療育の場の整備を進めました。

◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」における関係機関等の連携による取り組み

「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、職業教育や職場(実習)開拓をはじめ就労支援全般について協議する「就労ワーキンググループ」、ホームヘルパー同士のサービス調整や情報共有を図るための「ヘルパー連絡会」の2つの専門部会とともに、個別会議によるケース検討と全体会議を開催し、関係機関等の連携による取り組みを進めました。

第3期(平成24年度~平成26年度)の主な動き

◆ 相談支援体制の強化

基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」に加えて、市内 5事業所を相談支援事業所として指定し、相談支援体制の強化を図りました。

相談支援の対象者及び相談件数は着実に増加しているほか、サービス等利用計画の策定は、第3期中にすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者に対象を拡大する予定となっており、計画の策定数は大幅に増加しました。

◆ 権利擁護体制の強化

成年後見制度に関する相談(電話相談を含む)、成年後見人活動への支援、成年後見制度の普及・啓発活動、法人後見に受任を行う施設として、平成25年10月に蒲郡市社会福祉協議会内に「蒲郡市成年後見センター」が開設されました。

また、「蒲郡市障害者自立支援協議会」において、新たに「権利擁護部会」を 設置し、関係機関の連携による虐待対応や成年後見制度等の利用促進に向けた協 議等を行いました。

◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」における関係機関等の連携による取り組み

「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、前述の「権利擁護部会」や「就 労ワーキンググループ」のほか、個別の事例検討や障害福祉サービスの利用調整、 関係者の情報共有とスキルアップなどを目的とする「事例検討部会」の3つの専 門部会とともに、当協議会の課題整理などを行う「運営会議」と全体会議を開催 し、関係機関等の連携による取り組みを進めました。

第4期(平成27年度~平成29年度)の主な動き

◆ 児童発達支援体制の強化

「蒲郡市障害者自立支援協議会」において、第4期計画で新設を計画した「こども部会」を設置し、年4回の話し合いを通じて児童発達支援に関する関係機関の情報共有等とともに、ケース検討等を実施しているほか、児童発達支援センターの整備に向けた検討を実施しています。

◆ 相談支援・権利擁護体制の強化、差別解消に向けた取り組み

基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、市内 7事業所を相談支援事業所として指定し、相談支援体制の強化を図るとともに、 「蒲郡市成年後見センター」及び「蒲郡市障がい者虐待防止センター」を通じて、 権利擁護に関する講演会や研修会を実施する等、権利擁護の取り組みを進めました。

また、障害者差別解消法に基づき、窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解 促進を図るため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成 し、差別解消に関する職員研修を実施しています。

◆ 日中活動系サービス等の整備促進

市内では、就労支援等に関わる日中活動系サービスとして、就労移行支援事業 所が4か所に、就労継続支援A型事業所が2か所に、就労継続支援B型事業所が 6か所に、それぞれ実施事業所が増加したほか、児童の放課後や夏休み等の長期 休暇中において、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施する、放課 後等デイサービス事業所が6か所に増加しました。

そして、今回、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の改定時期にあたり、第4期計画の目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第5期障害福祉計画(平成30年度~平成32年度)を策定します。

また、国の基本指針¹に基づき、第5期障害福祉計画と併せて、障害児通所支援及び 障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた、第1期障害児等福祉計画を 策定します。

なお、県が策定する「第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画²」との整合性に配慮し策定します。

¹ 障害福祉計画策定に当たって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを国が定めたものです。

² 国の基本指針を踏まえて、愛知県が策定する計画です。

【第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しの主なポイント】

1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、**精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築**を目指すことを政策理念として明確にする。

3 就労定着に向けた支援

・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、 就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関 の協議の場の設置について盛り込む。

5 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・ 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用 しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我 が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

6 発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置(都道府県が設置)の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする ことの重要性を盛り込む。

7 その他の見直しとその詳細(一部抜粋)

◎障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成 28 年 4 月施行)を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記。

◎障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障がい者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

◎難病患者への一層の周知

都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病 患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障がい福祉 サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。

◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進のあり方

平成 29 年度以降に市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい旨の記載。

◎利用者の安全確保に向けた取り組みや利用者や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。

◎情報公表制度による質の向上

改正法により障がい福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取り組みを実施すること等について定める。

◎障がい福祉人材の確保

都道府県において、障がい者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。

◎障がい者の芸術文化活動支援

障がい者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障がい者の文化芸術活動の振興を図ること等について定める。

【第5期愛知県障害福祉計画の骨子案について】

● 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を基本理念とする

● 計画の基本的考え方

- ① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援 新規
- ② 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- ③ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- ④ グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します
- ⑤ 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- ⑥ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- ⑦ 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します 新規

出典:第5期愛知県障害福祉計画の骨子案について

なお、国の主な法改正の動向としては、本計画の根拠法である「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成30年4月施行 一部は平成28年6月施行)が公布されており、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、児童支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされています。

また、平成28年4月には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害者差別解消法」が施行されました。

さらに、平成28年度8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されており、発達障がい者の定義の改正や基本理念の新設のほか、国及び地方公共団体の責務(関係機関等の連携の下に必要な相談体制の整備を行う等)の追加等がされています。

【国の主な法改正の動向】

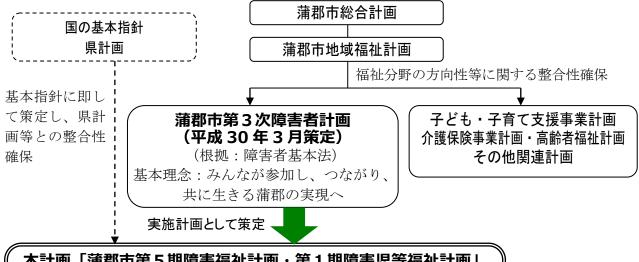
時期	主な法改正等
平成 28 年度	● 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布
	● 障害者差別解消法の施行
	● 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行

計画の位置づけ 2

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」とともに、児 童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであ り、本市が平成30年3月に策定した「蒲郡市第3次障害者計画(平成30~35年度)」 の実施計画として策定するものです。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保する必要があるとと もに、市の上位・関連計画である総合計画や地域福祉計画、子ども・子育て支援事業 計画、介護保険事業計画等との整合性にも配慮します。

図表 1 本計画の基本理念と位置づけ



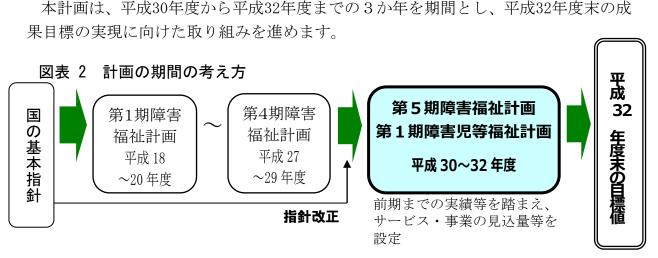
本計画「蒲郡市第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画」

(根拠:障害者総合支援法)

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する目標等とともに、障害児通 所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定める

計画の期間 3

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年を期間とし、平成32年度末の成





1 手帳所持者数

平成29年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が2,985人、療育手帳所持者が612人、精神障害者保健福祉手帳所持者は602人となっており、総人口の5.21%が手帳所持者という状況です。

手帳所持者数の伸びについては、精神障害者保健福祉手帳所持者が平成 26 年度比 21.1%増と、他の手帳と比べて高い伸びを示しています。

図表 3 手帳所持者数

手帳の種類	平成 26 年	→	平成 29 年	23→26 年伸び率
身体障害者手帳所持者	3,036	\rightarrow	2,985	▲ 1.68%
(総人口比)	(3.72%)		(3.70%)	_
療育手帳所持者	558	\rightarrow	612	9.68%
(総人口比)	(0.68%)		(0.76%)	_
精神障害者保健福祉手帳所持者	497	\rightarrow	602	21.1%
(総人口比)	(0.61%)		(0.75%)	_
手帳所持者 合計	4,091	\rightarrow	4,199	2.64%
(総人口比)	(5.01%)		(5.21%)	_
【参考】総人口	81,693	\rightarrow	80,634	▲ 1.30%

資料:担当課資料(各年4月1日現在)、住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月1日現在)

2 障害者自立支援給付及び児童通所支援給付の受給者数

障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援の給付を受給した人は、 平成28年度末実績で合計632人となっており、内訳は知的障がい者が229人と最も 多くなっており、難病患者の利用は1人です。

また、精神障がい者が平成 21 年度比 228.1%増、発達支援の必要な児童が平成 21 年度比 221.3%増と高い伸びを示しています。

図表 4 障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援給付の受給者数

		第2期			第3期		第4	1期	
年	平成	21⇒28							
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	伸び率
身体障がい者	110	109	115	121	127	153	148	146	32.7%
知的障がい者	176	189	199	203	204	218	220	229	30.1%
精神障がい者	32	39	51	59	65	80	88	105	228.1%
発達支援の 必要な児童	47	75	85	123	129	169	182	151	221.3%
難病患者	_			_	_	1	0	1	_
合計	365	412	450	506	525	621	638	632	73.2%

資料:担当課資料(各年4月1日現在)

3 第4期計画の評価

第4期計画の平成29年度目標値の進捗状況や障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績、サービスの広域利用の状況などを把握し、第4期の実績を評価します。

(1) 平成29年度成果目標の進捗状況

第4期計画は、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成29年度の成果目標として、5つの事項に関する目標値(成果目標)を設定しています。

なお、第4期計画で掲げた目標と平成28年度までの実績は次のとおりです。

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者数については、平成25年度末時点の施設入所者数から4人の減少を見込むとともに、平成29年度末までの地域生活への移行数について13人の目標値を設定しました。

平成28年度末現在、施設入所者数は79人となっており、平成25年度末時点からの減少に至っておらず、地域移行実績は1人と、目標を大きく下回る実績となっています。

【平成 29 年度現在の実績】

「一切」と、一尺九江の大順」								
事 項	数	値	備考					
施設入所者数 平成 25 年度末時点	78 人	(A)	※施設入所支援の利用者数					
目標年度入所者数	74 人		平成 29 年度末の見込み					
平成 28 年度末入所者数	79 人	(B)	平成 28 年度実績					
【目標値】 増減見込み	4 人							
【実績値】 平成 28 年度現在まで の削減実績	0 人	削減率 (-)	(B)-(A)の値					
【目標値】 地域移行目標値	13 人		平成 29 年度末までに施設入所から グループホーム等への地域移行を 目指す方の数の合計					
【実績値】 平成 28 年度現在まで の地域移行実績	1 人	移行率 (1.3%)	平成 28 年度末までに施設入所から グループホーム等へ地域移行した 方の数の合計					

目標2 精神科病院から地域生活への移行

精神科病院から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき、愛知県が成果目標を定めており、平成28年度現在の進捗状況は次のとおりです。

【愛知県の成果目標と平成28年度現在の進捗状況】

	成果目標	平成 28 年度実績 (暫定値)
ア	入院後3か月経過時点の退院率(目標値64%)	63.0%
1	入院後1年経過時点の退院率の上昇(目標値91%)	91.4%
ウ	在院期間1年以上の長期在院者数の減少(目標値▲18%)	▲ 6.4%

出典:第5期愛知県障害福祉計画の骨子案の項目別記載事項(案)

目標3 地域生活支援拠点等の整備

本市は、障がい者の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、地域生活支援拠点等を市内又は圏域で少なくとも1つを整備するという目標値を 設定しました。

平成29年度現在、地域生活支援拠点等は未整備であり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」において整備に向けた検討を行っています。

【平成 29 年度現在の実績】

事項	平成 29 年度実績	目標値	備考
地域生活支援拠点等	未整備	市内又は圏域に 1か所 (又は面的な整備)	平成 29 年度 末まで

目標4 福祉施設から一般就労への移行

ア 目標年度における年間一般就労移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成29年度中の一般 就労移行者数を平成24年度の年間一般就労移行者数の2倍にあたる12人の目標値を 設定しました。

年間一般就労移行者数は、平成28年度は7人となっており、目標の2倍には達していません。

【平成 28 年度現在の実績】

- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
事項	数値		備考					
平成 24 年度の年間一般	6 人		平成24年度において福祉施設を退所					
就労移行者数	0 人		し、一般就労した方の数					
【目標値】 目標年度における年間 一般就労移行者数	12 人	(2倍)	平成 29 年度中において福祉施設を 退所し、一般就労する人の数					
【実績値】 平成 28 年度における 年間一般就労移行者数	7 人	(1.2倍)	平成 28 年度中において福祉施設を 退所し、一般就労する人の数					

イ 就労移行支援事業の利用者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者について、平成25年度末から6割以上増加する目標値を設定しました。

就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度現在28人となっており、市内事業所数の増加に伴い、目標を大幅に上回る実績となっています。

【平成 28 年度現在の実績】

事 項		数	値	備考
平成 25 年度末の 就労移行支援事業の利用者数	4	人		
【目標値】 目標年度における就労移行支 援事業の利用者数	12	人	增加率 (200.0%)	平成29年度末における 就労移行支援事業を利 用者数
【実績値】 平成 28 年度における就労移 行支援事業の利用者数	28	人	增加率 (600.0%)	平成28年度末における 就労移行支援事業を利 用者数

目標5 就労移行支援事業所の就労移行率

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成29年度の就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所について、平成26年度現在の市内事業所2か所のうち、1か所と目標値を設定しました。

就労移行率が3割以上の事業所は、平成28年度は1か所となっており、市内事業所数が4か所に増加したことから、割合は3割にとどまり、目標の5割には達していません。

【平成28年度現在の実績】

事 項	数	値	備考
【目標値】 就労移行率が3割以上の事業 所	1 か所	割合 (5割)	平成 29 年度の就労移行 率(4月1日時点の就労 移行支援事業の利用者 数のうち当該年度中に 一般就労へ移行した者 の割合)が3割以上の事 業所
【実績値】 平成 28 年度の就労移行率が 3割以上の事業所	1 か所	割合 (3割)	平成 28 年度の就労移行 率が3割以上の事業所

目標6 児童発達支援等の提供体制の確保(平成31年度までの目標)

本市は、児童発達支援に関する基盤整備を計画的に進める観点から、発達支援に関する中核的機能を有する施設として、平成31年度までに児童発達支援センターの市内 1 か所の整備を計画しました。

平成29年度現在、平成31年度末までの総合的な支援機能の整備を見据え、「蒲郡市 障害者自立支援協議会 こども部会」において整備を検討中です。

【平成29年度現在の実績】

事項	平成 29 年度実績	目標値	備考
児童発達支援センター	検討中	市内に1か所	平成 31 年度末 まで

(2) 障害福祉サービスの利用実績

ア 訪問系サービスの計画見込量及び実績

訪問系サービスの平成29年度の利用実績は、居宅介護及び重度訪問介護はいずれも 市内事業所数が第4期計画目標を下回ったものの、居宅介護は実利用者数、重度訪問 介護は時間数が計画目標を上回る実績となっています。

また、同行援護は市内事業所数が第4期計画目標を下回り、時間数、実利用者数と もに見込みよりも少ない実績となっています。

図表 5 訪問系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第4期 計画目標	平成 29 年度 目標値に対
J		平成	平成	平成	平成	する実績の
		27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	割合
	(時間数/月)	855	876	951	1,060	89.7%
居宅介護	(実利用者数/月)	84	89	88	83	106.0%
	(市内事業所数)	5	3	3	4	75.0%
	(時間数/月)	1,140	1,143	1,188	1,174	101.2%
重度訪問介護	(実利用者数/月)	6	6	5	5	100.0%
	(市内事業所数)	5	3	3	4	75.0%
	(時間数/月)	0	0	0	0	_
行動援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	_
	(市内事業所数)	0	0	0	0	_
	(時間数/月)	61	49	32	59	54.2%
同行援護	(実利用者数/月)	8	7	6	8	75.0%
	(市内事業所数)	4	2	2	3	66.7%
手皮除虫虫**	(時間数/月)	0	0	0	0	_
重度障害者等 包括支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	_
已怕又饭	(市内事業所数)	0	0	0	0	_

[※]平成29年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

イ 日中活動系サービスの計画見込量及び実績

日中活動系サービスの平成29年度の利用実績は、就労移行支援や就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)は、いずれも市内事業所数が第4期計画目標を上回っており、特に就労移行支援の実利用者数及び人日は計画目標の2倍ほどの実績となっています。

また、生活介護はおおむね計画目標の水準の一方、短期入所(福祉型)及び短期入 所(医療型)は、人日が計画目標を大幅に下回る結果となっています。

図表 6 日中活動系サービスの計画見込量に対する実績

			実績			平成 29 年度 目標値に対
 	サービス種別		平成	平成	平成	する実績の
		27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	割合
	(人日/月)	3,873	3,974	4,064	4,287	94.8%
生活介護	(実利用者数/月)	195	199	196	201	97.5%
	(市内事業所数)	3	3	3	3	100.0%
療養介護	(実利用者数/月)	9	9	11	10	110.0%
凉食八吱	(市内事業所数)	0	0	0	0	-
卢夫訓练/ ₩	(人日/月)	4	1	22	0	1
自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	1	1	1	0	ı
HODINAL)	(市内事業所数)	0	0	0	0	-
白去訓练/4-	(人日/月)	91	120	152	158	96.2%
自立訓練(生 活訓練)	(実利用者数/月)	2	2	3	7	42.9%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	1
	(人日/月)	315	382	379	167	226.9%
就労移行支援	(実利用者数/月)	20	28	24	12	200.0%
	(市内事業所数)	2	3	4	2	200.0%
就労継続支援	(人日/月)	911	906	959	927	103.5%
がカ心が又抜 (A型)	(実利用者数/月)	48	49	45	49	91.8%
(=)	(市内事業所数)	2	2	2	1	200.0%
六十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(人日/月)	1,308	1,402	1,671	1,540	108.5%
就労継続支援 (B型)	(実利用者数/月)	81	88	93	91	102.2%
(DE)	(市内事業所数)	4	6	6	4	150.0%
佐田田 1 元 /七	(人日/月)	88	85	91	142	64.1%
短期入所(福 祉型)	(実利用者数/月)	17	15	16	22	72.7%
····	(市内事業所数)	2	2	2	3	66.7%
始如元 / 医	(人日/月)	6	3	4	32	12.5%
短期入所(医 療型)	(実利用者数/月)	1	1	2	2	100.0%
<i>~~</i>	(市内事業所数)	0	0	0	0	_

[※]平成29年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

ウ 居住系サービスの計画見込量及び実績

居住系サービスの平成29年度の利用実績は、共同生活援助(グループホーム)は、 市内事業所数が第4期計画目標を大幅に下回り、実利用者数は計画目標の7割ほどの 実績となっています。

また、施設入所支援は、おおむね計画目標の水準となっています。

図表 7 居住系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別			実績	第4期 計画目標	平成 29 年度 目標値に対	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 29 年度	する実績の 割合
共同生活援助	(実利用者数/月)	46	47	48	67	71.6%
(グループホ ーム)	(市内事業所数)	5	3	3	7	42.9%
施設入所支援	(実利用者数/月)	79	79	78	74(78)	105.4%
*	(市内事業所数)	1	1	1	1	100.0%

[※]平成29年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

エ 計画相談支援及び地域相談支援の計画見込量及び実績

計画相談支援及び地域相談支援の平成29年度の利用実績は、計画相談支援は市内事業所数が第4期計画目標を上回った一方、実利用者数は計画目標の8割ほどの実績となっており、地域移行支援は、実利用者数が計画目標を大幅に下回っています。

また、相談支援専門員は、平成29年度現在14人となっており、計画目標を下回っています。

図表 8 計画相談支援及び地域相談支援の計画見込量に対する実績

			実績	第4期 計画目標	平成 29 年度 目標値に対	
∀− Ε	サービス種別		平成	平成	平成	する実績の
		27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	割合
計画相談支援	(実利用者数/月)	111	106	134	166	80.7%
*	(市内事業所数)	6	7	8	6	133.3%
HIH # 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12	(実利用者数/月)	1	2	2	6	33.3%
地域移行支援	(市内事業所数)	4	4	4	4	100.0%
地域定着支援	(実利用者数/月)	1	2	3	3	100.0%
心以仁信义饭	(市内事業所数)	4	4	4	4	100.0%

[※]計画相談支援の実利用者数は、サービスの支給決定時又は変更時の計画作成とともに、

[※]施設入所支援の実利用者数/月は、カッコ内は削減目標を0%(現状維持)とした場合

計画作成後のモニタリング(毎月1回~年1回)の利用者を含む

[※]平成29年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

図表 9 相談支援専門員の計画見込量に対する実績

サービス種別			実績	第4期 計画目標	平成 29 年度 目標値に対	
		平成	平成	平成	平成	する実績の
		27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	割合
相談支援専門員	(人)	12	13	14	20	70.0%

[※]平成29年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

オ 児童通所支援等の計画見込量及び実績

児童通所支援等の平成29年度の利用実績は、放課後等デイサービスは、市内事業所数が第4期計画目標を上回っており、人日は計画目標を大幅に上回る実績となっています。

また、児童発達支援はおおむね計画目標の水準となっており、児童相談支援は市内 事業所数が計画目標を上回った一方、実利用者数は計画目標の9割ほどの実績となっ ています。

なお、保育所等訪問支援は、児童発達支援センター(平成31年度までの整備を計画) の一部機能として、第4期計画期間中の実施を見込みましたが、平成29年度現在、未 実施となっています。

図表 10 児童通所支援の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第4期 計画目標	平成 29 年度 目標値に対
	し入れ主かり	平成	平成	平成	平成	する実績の
		27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	割合
	(人日/月)	477	494	480	504	95.2%
児童発達支援	(実利用者数/月)	83	78	86	84	102.4%
	(市内事業所数)	3	3	3	4	75.0%
	(人日/月)	18	21	23	12	191.7%
医療型児童発 達支援	(実利用者数/月)	2	2	2	2	100.0%
连义饭	(市内事業所数)	0	0	0	0	-
1L== /4/ // /	(人日/月)	446	595	701	396	177.0%
放課後等デイ サービス	(実利用者数/月)	69	65	62	66	93.9%
シーレス	(市内事業所数)	5	6	6	5	120.0%
/m	(人日/月)	0	0	0	20	0%
保育所等訪問 支援	(実利用者数/月)	0	0	0	10	Ο%
	(市内事業所数)	0	0	0	1	0%
旧辛加沙士城	(実利用者数/月)	18	27	48	55	87.3%
児童相談支援	(市内事業所数)	4	6	6	5	120.0%

(3) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

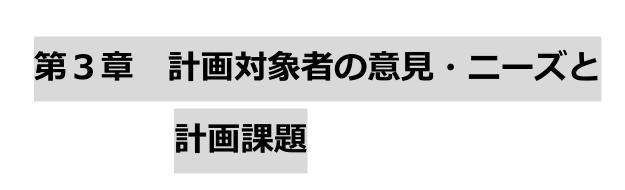
平成29年度の地域生活支援事業の利用実績は、次のとおりです。

図表 11 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

	÷#1201			実績		第4期 計画目標	平成 29 年 度目標値
	事業種別			平成	平成	平成	に対する実
			27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	績の割合
理解促進研	修・啓発事業	(実施有無)	有	有	有	有	_
自発的活動	支援事業	(実施有無)	無	無	無	有	_
	障害者(児)相談支援 事業	(実施か所数)	6	7	7	7	100.0%
相談支援	基幹相談支援 センター	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
事業	住宅入居等支援事業	(実施か所数)	0	0	0	1	0.0%
	地域自立支援協議会	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
成年後見制	度利用支援事業	(実利用者数/月)	1	1	1	1	100.0%
成年後見制	度法人後見支援事業	(実施有無)	有	有	有	有	_
意思疎通	手話通訳者設置事業	(設置見込者数)	1	1	1	1	100.0%
支援事業	手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	(実利用者数/月)	19	19	20	25	80.0%
	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	7	3	2	17	11.8%
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	4	8	10	6	166.7%
日常生活用具給付	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	12	12	19	10	190.0%
等事業	情報・意思疎通支援用 具	(給付件数/年)	21	21	19	17	111.8%
	排泄管理支援用具	(給付件数/年)	671	732	912	572	159.4%
	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	3	1	2	1	200.0%
移動支援事	*	(実利用者数/月)	14	22	23	32	71.9%
炒到又及学:	*	(利用時間数/月)	75	73	76	280	27.1%
	市内施設利用分	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
地域活動支援セン	עלנהניף אמטוונ זייוי	(実利用者数/月)	28	27	24	42	57.1%
ター事業	他市町施設利用分 (豊	(実施か所数)	3	3	2	3	66.7%
	川市、岡崎市、豊田市)	(実利用者数/月)	3	3	2	4	50.0%

事業種別			実績		第4期 計画目標	平成 29 年 度目標値
丁 未性別		平成	平成	平成	平成	に対する実
		27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	績の割合
訪問入浴サービス事業	(実施か所数)	2	3	2	4	50.0%
切问八石り一し八手未	(実利用者数/月)	7	6	3	14	21.4%
更生訓練費・施設入所者就職支度金 給付事業	(給付件数/年)	0	0	0	0	_
日中一時支援事業	(実施か所数)	14	14	13	16	81.3%
口中一吋又扳手来	(実利用者数/月)	39	38	39	33	118.2%
生活サポート事業	(実利用者数/月)	0	0	0	0	_
知的障害者職親委託制度	(実利用者数/月)	0	0	0	0	_
点字・声の広報等発行事業	(発行回数/年)	12	12	12	12	100.0%
自動車運転免許取得・改造助成事業	(助成件数/年)	6	13	17	18	94.4%
奉仕員養成研修事業	(研修修了者数/年)	7	9	11	12	91.7%
福祉ホーム事業	(実施か所数)	2	2	2	2	100.0%

[※]平成 29 年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出



1 アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、障害者基本法に基づく「蒲郡市第3次障害者計画(平成30年度 ~35年度)」の策定にあたり、平成28年度及び平成29年度に実施したものです。

本計画では、アンケート調査で把握した相談支援や生活支援、就労支援等に関する意見やニーズについて、策定の基礎資料とします。

図表 12 アンケート調査の概要

種類	調査対象	調査方法	調査時期
手帳所持者等調查	身体障害者手帳所持者、療育手帳 所持者、精神障害者保健福祉手帳 所持者、児童(児童発達支援事業、 放課後等デイサービス事業利用 者等) 合計 2,000 人	郵送法	平成 28 年 10 月 ~11 月
難病患者調査	在宅療養中の難病患者 (家族を含む)	豊川保健所 窓口での記 述形式	平成 29 年

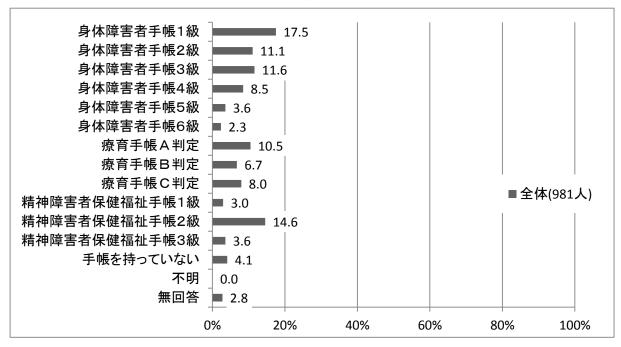
図表 13 アンケート調査の回収結果

種類	有効回収数	有効回収率	備考
手帳所持者等調查	981	49. 1%	前回の平成 26 年 9 月に実施 した調査の有効回収率 47.5%
難病患者調査	36	I	豊川保健所窓口に来庁され た対象者の全数は把握でき ないため、有効回収率は不明

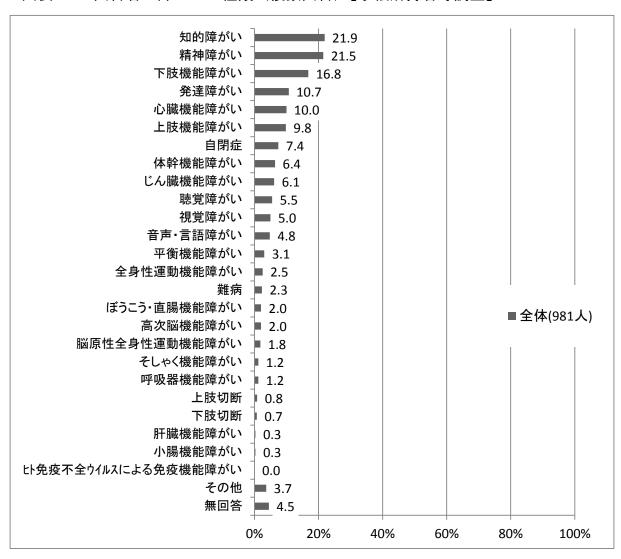
手帳所持者等調査では、回答者の手帳の等級・種別は、身体障害者手帳1級の172人(17.5%)をはじめ、身体障害者手帳を保持する方が54.5%と最も多くなっています。回答者の障がいの種類では、知的障がいが215人(21.9%)と精神障がいの211人(21.5%)が上位2つとなっています。

難病患者調査では、回答者の疾患は、潰瘍性大腸炎 (7人)、全身性エリテマトー デス (5人)、パーキンソン病 (3人) などとなっています。

図表 14 回答者の手帳の等級や判定(複数回答)【手帳所持者等調査】



図表 15 回答者の障がいの種類(複数回答)【手帳所持者等調査】



図表 16 回答者の疾患の種類【難病患者調査】

- 潰瘍性大腸炎 7人
- 全身性エリテマトーデス 5人
- パーキンソン病 3人
- 自己免疫性肝炎 2人
- 先天性副腎皮質酵素欠損症 2人
- 特発性大腿骨頭壊死症 2人
- 特発性間質性肺炎 2人
- 1 g G 4 関連疾患
- 下垂体前葉機能低下症
- クローン病

- 強直性脊椎炎
- 再発性多発軟骨炎
- サルコイドーシス (腎)
- シェーグレン症候群
- 重症筋無力症
- 成人スチル病
- 大脳皮質基底核変性症
- 特発性血小板減少性紫斑病
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎

2 アンケート調査結果の要旨

(1)本市の障がい者施策全般の満足度と今後の重要度【手帳所持者等調査】

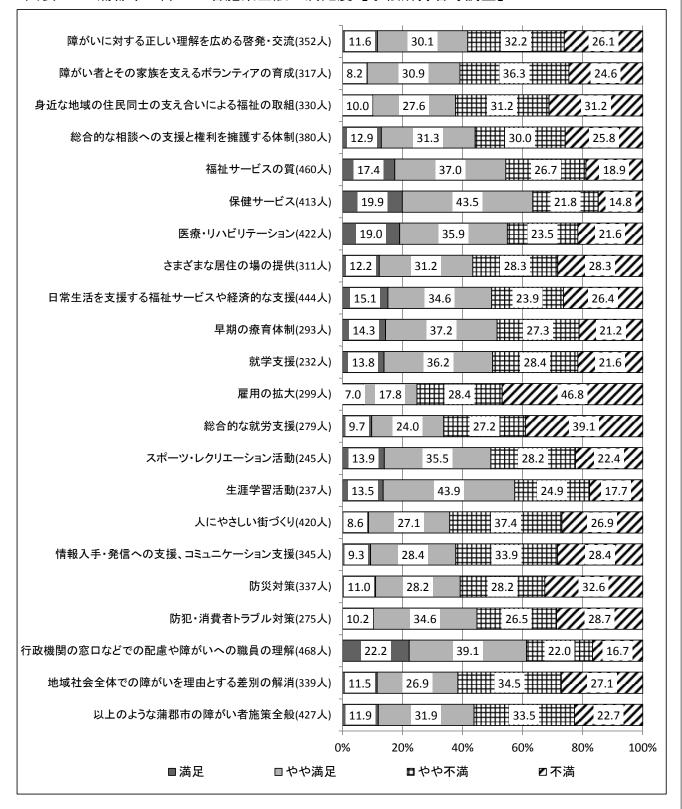
本市の障がい者施策の中で、本計画に関係する主な施策の満足度等を見ると、"総合的な相談への支援と権利を擁護する体制"は、満足度(満足とやや満足を合わせた割合)が44.2%と、21施策の平均並みの一方、"蒲郡市の障がい者施策全般の満足度"との関連度は平均以上であり、この施策の充実が市の施策全般に対する満足度向上に寄与すると考えられます。

また、"福祉サービスの質"は、満足度が 54.4%で 21 施策の平均以上となっており、 今後の重要度は 73.9%と、"行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解"に 次いで高い重要度となっています。

"さまざまな居住の場 (グループホームなど) の提供"は、満足度が 43.4%で 21 施策の平均並みとなっており、今後の重要度は 58.6%で 21 施策の平均以下となっています。

"総合的な就労支援(職場実習、職業教育・訓練)"は、満足度が33.7%で21施策の中で"雇用の拡大"に次いで低い満足度となっています。

図表 17 蒲郡市の障がい者施策全般の満足度【手帳所持者等調査】

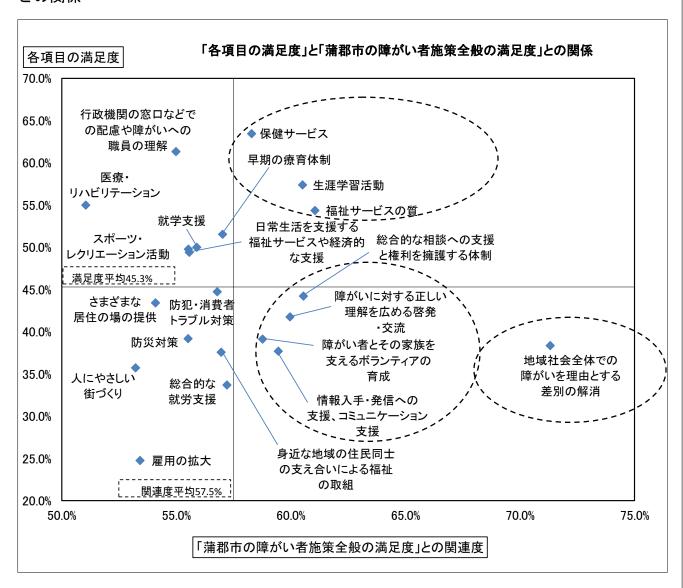


「各項目の満足度」と「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関係を見ると、 "保健サービス"や"生涯学習活動"、"福祉サービスの質"は、各項目の満足度が平 均以上で、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関連度が平均以上の項目であ り、これら項目は既に全般に対する満足度の向上に貢献している項目と言えます。

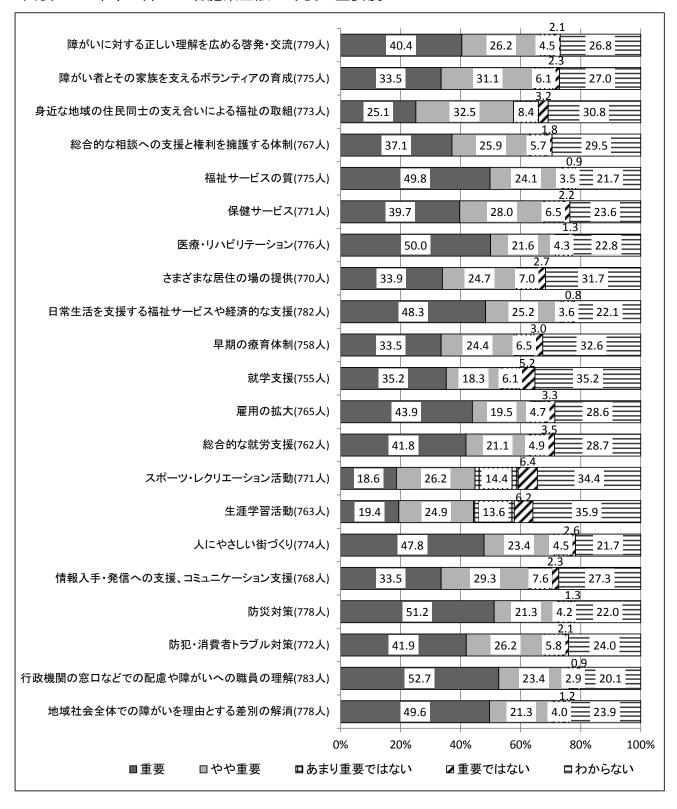
また、"総合的な相談への支援と権利を擁護する体制"と"障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流"、"障がい者とその家族を支えるボランティアの育成"、"情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援"は、各項目の満足度が平均以下の一方、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関連度が平均以上の項目です。

そして、"地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消"は、項目の満足度が 平均以下である一方、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関連度が非常に高 い項目であり、この項目の満足度を上げることが、「蒲郡市の障がい者施策全般の満 足度」を引き上げることにつながると推測できます。

図表 18 「障がい者施策に関する各項目の満足度」と「障がい者施策全般の満足度」 との関係



図表 19 本市の障がい者施策全般の今後の重要度



(2) 本市の発達支援や教育の満足度【手帳所持者等調査】

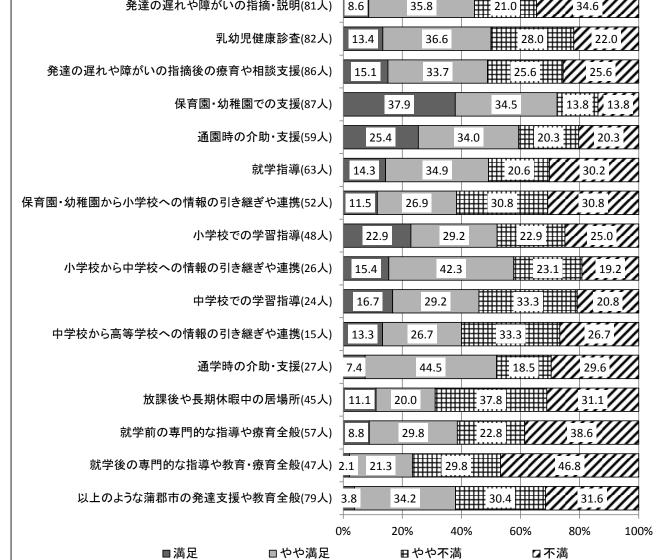
本市の発達支援や教育について、「満足」、「やや満足」を合わせた満足度は"就学 前の専門的な指導や療育全般"が38.6%、"就学後の専門的な指導や教育・療育全般" が23.4%で、"以上のような蒲郡市の発達支援や教育全般"の満足度は38.0%となっ ています。

「満足」、「やや満足」を合わせた満足度が比較的低い項目は、"就学後の専門的な 指導や教育・療育全般"(23.4%)、"放課後や長期休暇中の居場所"(31.1%)、"保育 園・幼稚園から小学校への情報の引き継ぎや連携"(38.5%)等となっています。

「不満」の割合が比較的高い項目は、"発達の遅れや障がいの指摘・説明"(34.6%)、 "放課後や長期休暇中の居場所"(31.1%)、"保育園・幼稚園から小学校への情報の 引き継ぎや連携"(30.8%)、"就学指導"(30.2%)などとなっています。

発達の遅れや障がいの指摘・説明(81人) 8.6 35.8 乳幼児健康診査(82人) 13.4 36.6

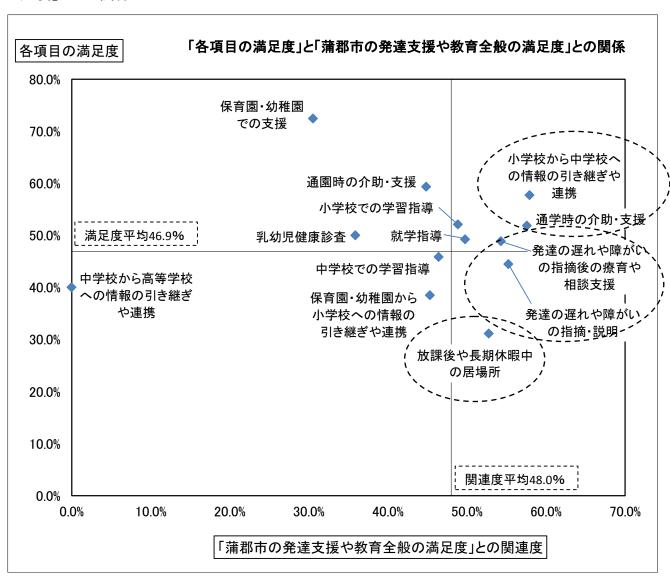
図表 20 本市の発達支援や教育の満足度【手帳所持者等調査】



「各項目の満足度」と「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」との関係を見ると、 "発達の遅れや障がいの指摘・説明"と"発達の遅れや障がいの指摘後の療育や相談 支援"は、満足度が全施策中の平均前後の一方、「蒲郡市の発達支援や教育全般の満 足度」との関連度が比較的高い項目です。

また、"放課後や長期休暇中の居場所"は、満足度が全施策中最も低い水準である一方、「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」との関連度が比較的高い項目であり、前述の"発達の遅れや障がいの指摘・説明"と"発達の遅れや障がいの指摘後の療育や相談支援"とともに、これら項目の満足度を上げることが、「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」を引き上げることにつながると推測できます。

図表 21 「発達支援や教育に関する各項目の満足度」と「発達支援や教育全般の満足度」との関係

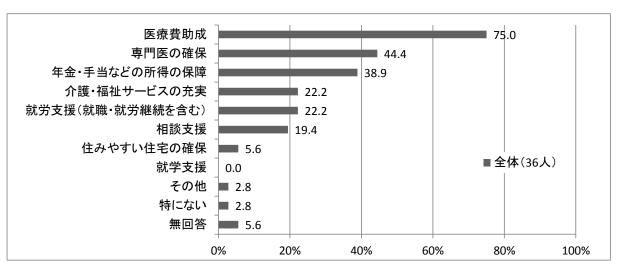


(3)総合的な難病対策の充実にあたり、関心のある施策【難病患者調査】

総合的な難病対策の充実にあたり、関心のある施策について聞いたところ、「医療費助成」が75.0%と最も多く、次いで「専門医の確保」が44.4%と続いており、医療に関する施策が上位にあがっています。

一方、本計画の関連施策の「介護・福祉サービスの充実」や「就労支援(就職・就 労継続を含む)」、「相談支援」は、いずれも20%前後となっています。

図表 22 総合的な難病対策の充実にあたり、関心のある施策(複数回答)【難病患者調査】



【難病対策や福祉サービス利用等についての主な要望・意見】

- ・市として、難病にどんな福祉サービスを行っているのか教えてほしい。
- ・食事〈低タンパクなど病態食〉がないと、福祉サービス等は利用できない。 一人暮らしなので。
- ・相談するところが名古屋市にしかなく、電話で予約して行かなくてはならず、 行くのも負担が大きい。
- ・蒲郡市民病院に専門医が少なくて困った。豊川市民病院は、近いようで遠く て今回不自由した。交通機関で移動する場合、家族は大変だった。
- ・お金の支援もとても有り難いが、病気についての理解や配慮をしてもらえる と助かる。働くことにしても、病気はマイナスにしかならず知り合いのつて がない人は困るのではないか。まずは周知してもらうことが1番だと思う。
- ・早い段階でリーズナブルな値段で入居できる施設の充実。親の介護を就労(職場)に影響なく、行うことが困難。
- ・就労が心配でならない。今は何とか仕事に行っているが、もっと症状が悪くなり休職を余儀なくされたとき、家族が路頭に迷いそうで心配。
- ・市役所内にて、シルバーカーの設置を希望。杖だけでの利用はフロアー内の 移動が大変。車いすだけではなく、コンパクトに移動できればと思う。

3 インタビュー調査結果の概要

インタビュー調査は、障害者基本法に基づく「蒲郡市第3次障害者計画(平成30年度~35年度)」の策定にあたり、平成28年度に実施したものです。

本計画では、インタビュー調査で把握した「居住の場の確保」や「サービスの質の向上」、「総合的な就労支援」、「療育体制の充実」、「総合的な生活支援サービスの充実」等、本計画の主な施策に関する意見やニーズについて、策定の基礎資料とします。

なお、調査は障がい者団体や障がい者福祉関連施設・事業所の代表者などを対象に、 グループインタビュー形式で実施し、事前に計画の施策・分野の中から特に重点的に 取り組んでほしい項目についての調査用紙を配布し、記入・回答してもらった上で、 インタビュー調査当日は、記入内容の補足説明や出席者間での意見交換等を行ってい ます。

図表 23 インタビュー調査の概要※

日時	組織・団体名
	蒲郡市聴覚障害者福祉協会
亚世 20 年1日 20 日(会)	蒲郡市手をつなぐ育成会
平成 29 年1月 20 日(金) 10 時~12 時	太陽の家 愛知事業本部
10 時~12 時	地域活動支援センターしおさい
	愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎
	蒲郡市身体障害者福祉協会
	ささゆりの会(アスペ・エルデの会東三河)
13 時 30 分~15 時 30 分	蒲郡市社会福祉協議会
13時30万~15時30万	訪問介護きらら
	愛知県立豊川特別支援学校
	愛知県立豊橋特別支援学校
	NPO法人笑い太鼓家族会
亚世 20 年1日 22 日(日)	わくわくワーク大塚
平成 29 年1月 23 日(月) 10 時~12 時	就労支援きずな蒲郡館
10 मन् ~ 12 मन्	NPO法人楽笑
	ほっぷ蒲郡
	蒲郡精神障碍者地域家族会オレンジ友の会
	つつじ寮
12 吐 20 八。.15 吐 20 八	サポートくすの木
13 時 30 分~15 時 30 分	オレンジホーム
	がまごおり・ふれあいの場
	愛知県立岡崎特別支援学校

[※]各回には、蒲郡市障がい者自立支援センターも出席。

【意見・要望・提案など(本計画の主な施策に関するもののみ掲載)】

(1) 多様な居住の場の充実 〈全17件〉

- ・一人暮らしのろう高齢者がグループホーム等の施設へ行っても、豊かな生活を送れない。周りとコミュニケーションが取れずに認知症が進み、そのまま亡くなってしまう。手話を使える職員がいても、長くは勤めずに辞めてしまうことが多い。多くの施設の職員が手話を覚えるようにしてほしい。
- ・グループホームなど日常的なサポートを受けながら安心して暮らせる場を増 やしてほしい。日中活動の7、8時間の中でのアプローチではできることは 限られており、目の届かないところも多い。作業所に来れば働けるのに、生 活が安定しなくて調子を崩してしまう人も多い。もう少し安心して送り出し、 帰れる場所があればと思う。親が亡くなった後、障がい者の障がい特性に応 じた自立した生活の場の確保が必要である。
- ・グループホームを増やしてほしい。今は自宅で暮らしていても一人暮らしが 心配になった場合、現在あるホームは空きがないので、もっと開設して選択 肢を増やしてもらえれば充実した生活が送れるのではないか。
- ・10年前からすると、グループホームや福祉ホームは着実に増えているが、ニーズに追いついていない現状がある。施設を作っていくという働きかけを行っていくとともに、そこで働く人たちの養成もしっかりしていかないといろいろな不都合も出てきている。「世話人」というと、お手伝いさんやボランティア的なイメージで捉えられがちであるが、障がいの重い方や不安定な方も多く、リズムが崩れないよう配慮して支援していく力が必要となる。経営者に十分な助成金が与えられ、きちんと従業員を雇用して、24時間の対応ができるようにしていくことで解決を図っていく必要がある。平成30年4月1日からは法改正により「自立生活援助」という新しい事業項目のサービスができるので、多様な人の一人ひとり違う対応がしていけるようになることを期待したい。
- ・自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホームなど、本人の希望や障がいの程度、家庭環境等に応じた多様な居住の場を充実させてほしい。また、お金がなくなったなど困ったことがあった場合に、本人も障がい者団体としてもどう対応し、解決したら良いか分からないので、相談員の配置も増やしてほしい(県から蒲郡市に来る相談員の人数が減ってしまったので)。
- ・自宅に住めない生徒の卒業後の居住の場(できれば働く場所とセット)の充 実を。本人は自宅から出たくて仕方ないが、具体的なアドバイスができない ことが多い。他市において居住の場と働く場がセットになっている場所を探 せたケースはあるが、選択肢は少なく、綱渡りの状態である。
- ・重度の障がい者についても、必要な支援を受けながら生活できるグループホームの充実。24 時間の手厚い支援を受けられるグループホームは、名古屋などにはあるが、当圏域にはないのが実情である。

- ・親亡き後、本人一人で生活していくのは無理だと思うが、今までのグループホームでは、障がい特性(協調性がない等)より合わずに、結局、迷惑をかけることになると思う。会社の中では何とか頑張れても、帰宅してからは合わせるのが難しいことが多い。例えば、アパートにそれぞれ住んで、時々(管理人のような人が)部屋を定期的にチェックして様子を見てくれるような、自由度の高いグループホームが、発達障がいに向いていると思う。そんなグループホームを蒲郡市内に作っていただけるとうれしい。心配している親たちも安心して死ぬことができる。
- ・現在の利用者は、ほとんど身体障がい者の方が多いが、外部との交流が少ない。デイサービスに行くようにしても、通常の高齢者と一緒に過ごすことはつらいので、障がい者専用のデイサービスがあると良い。また、今は在宅だが、ゆくゆくの心配や不安の解消のため、介護者が常駐する障がい者専用の入所施設が充実し、市内にもできればと思う。
- ・障がいを持っている方の保護者も高齢になる中で、入所の場合は安心していられるものの、現在は通所の子どもの場合は将来どうなるかと不安を抱えている。特に障がいの重い方を受け入れてくれるところは少ない。蒲郡でも短期入所の受け入れ施設は少なく、子どもの短期入所を受け入れるところはない。病気になったときなど一時的に預かってほしい場合は、近隣の市町村の施設を利用しないとどうにもならない。グループホームも少ないように思う。
- ・障がい者差別解消法はあるが、民間物件の場合、賃貸を申し込んでも、障がいを理由に断られるケースがある。民間・公営ともに、安心して居住の場が得られるように取り組んでほしい。対人関係が苦手で、団体生活にもなじめない人もおり、インターネット等を通じて個人で検討し、相談しても壁にあたってしまうことが多い。自立に向けた一人暮らしの後押しとなる居住の場の必要性を感じる。
- ・他町でグループホームの開設を検討した際、空き家対策の活用を提案されたことがある。蒲郡市でも、市営住宅等の空き家対策と福祉サービスの充実をうまく進めていけると良いと思う。また、グループホームは単位数の低さから人材確保も難しく、運営が厳しいという状況もあるので、市の単独の補助制度等があると、緩和されていくのではないか。ショートステイも同様に、場所や人の問題のほか、利用方法の難しさもあって、開設・運営は難しい。
- ・「空き家」問題は、蒲郡市でも例外ではない。こうした空き家を活用するため に、積極的な情報提供や特別な支援策を講ずることはできないか?自分たち でもグループホームの開設のために物件を探すのだが、うまく見つからない。 市として物件情報を集積する等の取り組みを期待したい。

- ・現在、グループホームへの入居を望む法人事業所内の利用者の人数は30名以上を数える。県や関係団体の補助金を活用してのホーム開設に向けて申請をしているが、補助金の予算枠が狭く、3年近く経っても実現していない。こうした厳しい状況では、物件を法人所有ではなく賃借にしたり、既存の中古物件を購入すること等も検討しており、現在、豊川市の物件について話を進めているところである。こうした、要望に応える取り組みに力を貸してもらいたい。親は「親亡き後」を非常に心配している。
- ・国などの行政はグループホームをもてはやすのは良いが、本当の実態は苦しいものがある。世話人の確保は難しく、開設予定直前まで人が見つからないこともある。専門性の高い支援を行おうと思えば、なお人材の確保は難しくなる。利用者の方にとってはいい結果になることが多いが、そこに関わる者にとっては、きれいごとだけではやっていけないということを伝えている。
- ・グループホームについては、知的障がいの場合は本人も保護者もスムーズに 入居に至るケースが多いが、精神障がいの場合はもっと難しい。自分たちが 貯めたお金を体験のための費用に充てたり、入る際に支度金として出したり する努力をしている現実がある。グループホームがあれば入る、作れば何と かなるという簡単なことではなく、入る方も受け入れる方も実は大変な努力 をお互いにしているということを知っていてほしい。
- ・グループホームの整備と併せて、居宅介護事業所のヘルパーが支援できる体制も作っていかないと、世話人だけとか、1つの事業所だけでは支援が難しい。蒲郡市内の居宅介護事業所は少ないので、これを増やし、連携体制を作っていく必要がある。そうでないと、結局は人がいなくてできないという結果になったり、一部の人にだけ負担がかかってしまったりということになりかねないと思う。

(2)総合的な就労支援 <全11件>

- ・福祉サービスの利用から雇用に結び付けるための、関係機関が連携した仕組 みづくり。市内には中小企業が多いので、ハローワークを通じたところで、 障がい者の求人をする企業を増やしていき、市内の障がい者をうまく結び付 けていけるよう、今よりも連携できる体制に見直していけると良い。
- ・採用後しばらくは関係機関が連携して支援しているが、数年後の定着支援まで充実させてほしい。就職して福祉施設の利用がなくなり、切れてしまい、何かあって相談したくても、担当だった職員がいなかったりして辞めることになってしまうのではと思う。
- ・県内の大きな市では、聴覚障がい者には手話通訳が付いているが、蒲郡市の 場合には付いていない。

- ・就労施設の作業確保は事業所の努力では限界があり、雇用率のように仕事を 出さなければいけないとか、仕事を出すと優遇がある等の制度を考えてほし い。
- ・現在も多くの卒業生が各機関にサポートしてもらっている。卒業生は8割から9割が一般就労をしているが、対人トラブル等で挫折して離職するケースも一定数ある。しかし、障がい者自立支援センターを中心に尽力してもらい、実習を受けたりしながら、粘り強く次の一手、一手という形でつないでいくことができており、在宅になってしまうというケースは少ない。また、職業の自立だけでなく、生活の自立に向けても熱心に支援してもらっており、有り難い。このことについては今後も現況通りで良い。
- ・知的障がい者は施設で楽しく過ごしているが、就労となると厳しい。補助してくれる方が側にいてくれる事業所もあると聞くので、慣れるまで見守ってくれれば、少しずつ慣れてできるようになっていくと思う。
- ・就労支援は障がい福祉施策だけでは限界がある。もっと大きな枠組みの中で働きかけ、経済的な施策を活用してうまく循環させていくことが必要。障がい者の就労に向けた力を付ける取り組みはやり尽くしてきているので、いかに周りの企業に理解を求める働きかけができるかが重要になってくる。障がい福祉計画の中でも企業への啓発ということが謳われているので、この3月にも企業向けの啓発事業が行われる予定となっており、今後も市内で積極的に進めていきたい。
- ・市内最大の事業所である市役所も障がい者雇用を行っているほか、市内では サービス業が強く、大手も参入してきている。サービス業は顧客だけでなく、 障がい者にも配慮に長けているところがあると思われるので、積極的に開拓 して雇用のチャンスを広げていけると良い。
- ・障がい者自立支援協議会の開催と、協議会への就労移行支援事業所の参加。 岡崎でも蒲郡でも、部会には参加しているが、大元となる自立支援協議会に は参加できていないので、就労支援以外の情報が把握できず、当事業所から の要望も出せない。市内全体のことが分かるような情報提供があると良い。
- ・定期的に施設に情報を提供し、就労にチャレンジできる機会を創出してほしい。
- ・勤労意欲のある車いす利用者が就労できる環境整備。福祉事業所の設立と施設設備の充実。

(3) サービスの質の向上 <全 11 件>

- ・障がい者自立支援協議会は定期的に開催されているが、身体障がい者と言っても身体障害者協会から代表は出ているが、実際には聴覚障がい者とは特性が異なるので、聴覚障がい者からも代表として協議会に出席し、話を聞き、意見を言いたい。市に参加したいと申し入れても、参加する人数は決まっているのでと言われてしまう。
- ・今はサービスを「やっていただいてる」ではなく、「利用している」という時代なので、若い職員は福祉・介護をきちんと仕事として捉えている傾向がある。逆に少し上の世代になると、「やってあげている」という時代が長かったせいか、「やってあげているのに」という気持ちを消化しきれずにいる職員もいる。相談支援では専門的な研修を受けた後、フォローアップ研修でさらに深掘りをしてもらっているが、それと同様に、できれば福祉・介護の職員に対しても、フォローアップなのかブラッシュアップなのか分からないが、どこかでそういった研修があると、きちんとした教育が階層別に継続的に行われるということになる。もちろん、事業所内部でやるべきことではあるが、自分の事業所だけだと慣れや甘えが生じるし、他事業者の職員と交流することで、周りも皆そういう状況にあり、それでも前に進まなければいけないのは同じだという状況や気持ちを共有できるのではないかと思う。
- ・介護職員の人材不足が懸念されることから、福祉人材バンク等、市単独の人材確保の仕組みが必要。愛知県は製造業が強く、せっかく福祉を学んでもそちらに就職してしまう等の独特の傾向がある。また、高齢化が進む中で介護保険の分野に人材が採られてしまう等、ますます人材獲得競争が激しくなることが予想される。まず人がいなければ、サービスの質は成り立たず、大学と連携するというような大きなことなども考えていかなければ蒲郡には人は来ない。東京や名古屋等の大きな都市の就職フェアに出たとしても、市内の事業所は若手からは選ばれない。蒲郡市からの積極的な働きかけや市内の事業所同士が連携しての対応が必要だと思う。また、人材育成や困難事例への対応の面でも、1つの事業所の中だけ、相談員一人だけでは対応できないことも多く、他の事業所とのつながりができると良い。現場職員向けの研修、例えば、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の支援力を向上する集合プログラムを他事業所と共同で実施できれば、風通しも良くなり、横のつながりもできるのではないか。
- ・第三者委員等による、監査や指導ではない定期的な事業者の評価が必要ではないか。自分のところでは利用者への満足度調査は定期的にやっているが、それとともに、外部からの評価を取り入れることも目指さなければいけないと思う。狭い世界の中で過ごしているので、自分の所への指摘や非難は怖い面はあるが、他者からどう見られているか真摯に受け止めていく必要がある。県の第三者評価制度はあるものの、あまり普及しておらず、別の枠組みで、一般の人や当事者団体による評価が実施できると良いと思う。

- ・現在、放課後等デイサービスに関しては、数が大きく増加している中で、不適切な支援が指摘され、サービスの質も問われてきており、基準が厳しくなることも予定されている。利用者が常に何を求めているのかを意識しながら、サービスの提供を行っていくことが大切であると思う。また、サービスの質を確保するため、人材育成に取り組んでいくこと、職員が専門的な知識を得るための研修に参加し、スキルアップを図っていくことが必要である。事業所だけでなく、法人の研修等もあり、外部研修にも管理者が職員それぞれの経験や状況に合わせたものを選択しながら行かせるようにはしているが、職員の知識や意識によっては難しいものも多く、基本的な内容から徐々に参加していけるような体系的な研修プログラムに派遣していけると良い。
- ・現在の放課後等デイサービス事業所のほとんどは、全く経験のない会社が開設していることが多く、身体障がいのあるお子さんは専門的な知識がないと対応できないと思うのか、知的障がいや発達障がいを対象にしている。しかし、それも簡単なわけではなく、弊害が出てきている。厚労省も運用の見直しを行っており、経過措置後には配置する職員は児童指導員や保育士が必須に、管理者の実務経験も障がい者施設や児童施設の経験でないといけないようになる。これからは経験を蓄積してきた専門的な機関・施設によって市をまたいで広く事業を展開していかないと対応できなくなるのではないか。
- ・高次脳機能障がいはその人その人によって症状が違うので、家族も支援する人もその個々人を理解しなければならない難しさがある。家族もまず何を勉強して良いか分からないので、多くの人に知ってもらい、学ぶ機会が必要だと思う。サービスの質の向上については、これまでも要望を伝えているが、何がどこまで進んで良かったのか、何がまだできていない課題なのか、もっと細かく分かりやすく知りたい。
- ・障がい特性に応じた配慮のできるサービスが、どの事業所でも提供でき、利用者が安心して利用できることを望む。当支援事業所で小さい子どもの相談も始めたこともあり、どんな事業所があるか聞かれるが、質もそうだが、選べるくらいの事業所数があればと感じている。それぞれの特性があって良いが、互いの事業所を見学したり、体験したり、研修し合えるような仕組みがあると良いかもしれない。自立支援協議会の子ども部会で顔を合わせる機会を作ってもらい、交流ができるようになってきたが、定期的に交流を持つことが当たり前になって、互いに切磋琢磨していけるようにしていきたい。
- ・精神障がいの病気の特性上、安心し信頼できる専門家(相談員)が医療関係者に偏在している。家族の立場からすると、相談支援事業所は蒲郡にも増えているが、相談してもすっきりと問題の解決にまで至らないことが多い。勉強会への参加や相談事等のために、利用者や家族が豊川等にまで出向くのは難しくなってきており、地域の相談支援者に本人・家族が共に安心できる支援力を付けていってほしい。

- ・サービスを提供する事業所の数は着実に増えてきているが、その内容については疑問視される事業所もある。行政はそれらの実態の把握ができているのか?法人監査や事業所の監査とは別に、市として頻繁に訪問指導をすべきだと思う。役所の方も人が少ない中、大変忙しい状況ということは分かっているので、申し訳ないとは思うが、県中心ではなく、市にも現状を分かってもらいたいので積極的に関わってほしい。こういった障がい者計画に謳ってきちんと位置づけることで、少しでも市の上層部に働きかけ、人事にも配慮してもらえるようにできればと思う。
- ・サービス管理責任者の有資格者が限られており、個々のスタッフの異動が限られ、柔軟な対応に欠けてしまう。職員には専門性を高める目的をもって向上してもらいたいのだが、県での受講制限があり、研修に申し込んでも今年はダメだったということが多い。資格取得の枠の増加を望みたい。また、近年の福祉施設の若者の就職は、福祉系養成大学等があり、専門的な知識を持っているのも関わらず、残念ながら生かされず、非常に少ない。好景気の企業に就職してしまい、募集をかけても応募は皆無に近い。給料も安く、問題や事件も起きているからと、手控えてしまうのか。何とか福祉に目を向けて、就職してもらえないか苦慮している。

(4)療育体制の充実 <全8件>

- ・いろいろと充実してきてはいるが、人数が少なくて対応し切れていないこともあると思う。特に発達支援を必要とする児童の親への対応は難しく、時間もかかる。私たちが発達支援を必要とする児童を育てた親として、経験等を話したり、気持ちの共感等をしたりして、親支援の手伝いができると良いと思う。親支援(ペアレントトレーニング)は、保護者の気持ちを理解し、家族等も障がいを認め、同じ気持ちで育てていくことにならないと、何度も後戻りしてしまいうまくいかない。障がいの子の保護者自身が発達障がいを抱えているという場合もある。市には子育てコンシェルジュがあるのはとても良いが、学校現場も保育園の先生たちも皆、そういう気持ちを持って継続して関わっていくことが必要だと思う。自分たちのようなプロではない、育てた経験のある親が、市のどこかのスペースを借りて、定期的な相談日を設けたりして継続的に関われる事業等ができれば、お役に立てるのではないかと思っている。
- ・市内には聞いてもらえる場所が本当は多くあるが、身近な人に相談するのが 一番ということもある。さまざまな相談員や他の専門職がいるが、うまくマ ッチングしないのは情報の不足から来ていると思う。市民病院が小児科であ るという蒲郡市の強みを活かすとともに、今後の児童発達支援センターのあ り方に期待していきたい。

- ・ワンストップの支援体制システムの構築。児童の分野で言うと、相談窓口がさまざまにあり、どこに相談したらよいか分からない。役所の方も事業所の方も横の連携があまり進んでおらず、なかなか合意形成が図れない。今後、新たな児童発達支援センターの開設を契機として、そうした連携した支援の位置づけや相談の中身を充実させ、その先を見据えた形を明確にできると良い。医療的なケアなどについては、相談が苦手な保護者もいる中で、情報をいかにして届けるかがポイントになる。子育て世代など若い世代には、スマホのアプリなども活用して新しい形に変えていかないと伝わらなくなってくるのではないか。
- ・乳児期から幼児期、子どもが専門的な相談や支援が受けられる体制を医療や 福祉との連携のもとに確立すること。それによって、専門的な高い療育が受 けられることが期待できる。日頃、放課後等デイサービスの職員に個人的に 相談してくる保護者がいるが、話を聞いてもらえるとすっきりした様子はあ るが、専門的な相談にまでは乗れない。特に医療的なことや就労的なこと等 については、職員もなかなか分からず、適切な相談や支援は提供できていな い。専門的な相談窓口の紹介や仲介には努めているが、職員としても分かっ ていないところもある。そもそも相談することが苦手な保護者もいる中で、 役所等の相談窓口を分かりやすく周知することも必要だと思う。
- ・家族の悩みは、多くの家族が集まり話し合うと、自分だけが悩んでいるわけではないと救われる家族が多くいるのではないか。当団体では、まずは障がいを知ってもらうための活動を行っている。名古屋市で高次脳機能障がいに関するキッズ相談等も行っているが、専門の人が来てシリーズで実施しているが、いろいろな人が参加してくれている。理解が広まっていけば、それだけ幸せになる人が増えるので、今後も続けていけると良い。
- ・児童発達支援センターが開設されること。児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業の数と質が確保されることを望む。
- ・発達障がい児への対応は、少しでも早い方が好ましい。以前に比較し、蒲郡市ではかなり充実してきたと思う。今後は、保護者への支援(親子で参加できるような、金銭的な援助も含めて)により力を注いでほしい。
- ・人工内耳を強く勧めないことを祈る。

(5)総合的な生活支援サービスの充実 <全7件>

- ・一人暮らしを支援するサービスの充実ということだが、一人暮らしの高齢者 に対して動いてくれているようには見えない。
- ・制度的に難しいことかもしれないが、通学(登校)の支援サービス。児童生徒の居住エリアは東三河のとても広い範囲なので、家庭の事情でバスに間に合わない場合、帰りは放課後デイがあるが、朝の場合は対応できないため、何か連れて行ってくれるようなサービスがあると良い。
- ・自立支援協議会主催で、障がい福祉サービス従事者や相談支援相談員を対象 とした、生活支援サービス充実のための学習会を特別支援学校において実施 する。福祉関係の方にまず学校を知ってもらい、どういう子どもがどのよう に勉強しているのか、その成果を見てもらう機会にできると良い。
- ・肢体不自由児対象のデイサービスの充実。知的障がいの子ども向けのサービスは増えているが、肢体不自由児の方は手がかかるからなのか、なかなか増えていない実情があるので。
- ・当事者がまず家から一歩を踏み出して、他人との関係性を身に付け、緩やか な社会参加ができる居場所が不足している。当事者の選択肢の拡大を望む。
- ・車いす利用者をはじめとした身体の障がい者のための、自立と社会参加に向 けたサービスの充実、及び環境の整備。
- ・個人的にはサービスをしてもらって申し訳ないという気持ちがある。自分の 子は作業所にも行っているし、サービスは十分過ぎるくらい受けている。し かし、障がいが違えば必要なサービスも違うので、特別な方のサービスをも っと考えてあげたら良いと思う。

(6)総合的な相談支援・権利擁護体制の充実 <全5件>

- ・聴覚障がい者として自立支援協議会に出席したい。また、市内にろう相談員を設置してほしい。
- ・当事者とともに、家族への相談支援体制の充実。精神障がいの病気の特性から長期にわたる当事者の支援が必要で、家族の負担が限りなく大きい。家族会について、事業所や施設から、市のイベント等を通じて紹介・周知を進めてほしい。家族会に入らない人が多くなって、加入率が低くなってきているが、入っていれば行政ともつながり、気分が楽になると思うし、皆が良さを実感している。活動の反省もしながら情報発信を工夫し、家族の孤立を防ぐ支援方法を実践していきたい。

- ・自分の中で思いを他人に伝えることができない人がたくさんいる。そんな人が権利や利益を故なく奪われてしまったり、人間らしい生活ができない環境に置かれたりする。社会の中でやはりすべての人が共に生きること、一人ひとりがそれぞれ持っている力を発揮しながら、生きることに充実感を持つ社会の実現が求められていると思う。そのためには、障がいを持っている人の生活全般における「代弁」が必要になってくる。
- ・病院から障がい者自立支援センターにいろいろな照会があるが、まずそのほとんどは家族がいないか、家族が何らかの支援が必要な要介護状態等で連絡が取れないケースとなっている。病院としてはまずは家族に説明して任せるというのが原則なので、逆に家族のいる対象者の照会が切れてしまっているのではないか。病院から相談機関や家族会への照会をお願いし、支援をつなぐ対応についても計画に盛り込むことが必要かもしれない。
- ・相談支援にあたっては、市内各所に支援の場ができ、充実してきたが、まだまだ人材不足の感がある。ただ、人材確保には費用がかかる。現状、常勤で一人専任職員を置き、一人パート職員を付けているが、それ以上は無理であり、十分な予算の確保を行うことが急がれる。権利擁護については、確実に遅れが目立つ。

4 計画課題

平成29年度目標値の進捗状況、第4期における障害福祉サービス等の実績、また、アンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者の意見を踏まえ、第5期障害福祉計画及び第1期障害児等福祉計画における課題を設定します。

(1)第5期障害福祉計画における課題

ア 相談支援・意思決定支援等の充実

アンケート調査に基づく相談支援や権利擁護に関する施策の満足度は、全施策の平均並みである一方、意思決定支援(情報・コミュニケーション支援)は、全施策の平均以下となっており、インタビュー調査においても、生活全般における意思決定支援を課題とする意見があがっています。

相談支援については、基幹相談支援センター(蒲郡市障がい者相談支援センター)と相談支援事業所の連携により、相談支援専門員の確保と資質の向上を図りつつ、利用者の状況やニーズに応じたサービス等利用計画を着実に作成していくとともに、必要な人への地域移行支援及び地域定着支援を図る必要があります。

また、福祉サービスの利用の場面をはじめ、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、障がい者及びその家族、その他の関係者への相談支援、成年後見制度等の利用促進の取り組みが課題です。

イ 多様な居住の場の確保・総合的な生活支援の充実

多様な居住の場の充実は、インタビュー調査で最も多くの意見・要望・提案があった施策であり、空き家対策と福祉サービスの連携や仕事と居住の総合的な支援、民間賃貸住宅の活用促進など、さまざまな取り組みが求められています。

また、日常生活を支援する福祉サービスや経済的な支援は、今後の重要度が"行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解"、"福祉サービスの質"に次いで上位にあがっており、地域移行や地域生活を総合的に支援するサービスの充実とともに、質の確保が課題です。

なお、第4期計画の成果目標である福祉施設からの地域移行は目標を大きく下回る 状況であり、地域生活支援拠点等の整備は、平成29年度現在、整備に向けた検討中と いう状況であり、改めて第5期における課題として、本市において必要な機能等を検 討し、整備を図る必要があります。

ウ 雇用・就業への支援の充実

アンケート調査によると、雇用の拡大は本市の障がい者施策で満足度が最下位であり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では、満足度は15.4%と極端に低いことから、 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加【施行平成30年4月1日】 されることを見据えて、企業等への啓発を図る必要があります。

また、総合的な就労支援についても、現状の満足度が低い施策となっている一方、 市内の就労移行支援や就労継続支援(B型)等の事業所数は、第4期計画期間中に増加してきており、一般就労への移行支援や日中活動の場の提供にあたり、関係機関の さらなる連携強化による就労支援の質の向上と、離職を防ぐ定着支援の強化が課題で す。

(2) 第1期障害児等福祉計画における課題

ア 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

本市は、第4期障害福祉計画における成果目標として、平成31年度までの児童発達 支援センターの整備を掲げており、平成29年5月には整備に向けた検討結果を「(仮称) 蒲郡市児童発達支援センターのあり方(基本方針)」として取りまとめました。

今回の第1期計画においては、発達支援を必要とする児童に対する重層的な地域支援体制の構築を目指すため、市の基本方針に基づく児童発達支援センターの整備を図る必要があります。

また、児童に対する適切な支援やサービス利用につなげるため、今後も発達支援児について十分な知識や経験を有する相談支援専門員を育成・確保し、専門員による児童支援利用計画の作成を進める必要があります。

イ 医療的ケアが必要な児童に対する支援の充実

重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な児童に対して、支援の基盤整備の強化を 図るにあたり、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携強化、 支援事業所の確保、医療的ケアを含めた相談支援の充実等、総合的な支援の充実が求 められます。

ウ 就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所や認定こども園等の就学前の保育・教育機関において、児童一人ひとりの状況や保護者のニーズ等に応じた受け入れ態勢の整備に努める必要があります。

また、アンケート調査で聞いた本市の発達支援や教育支援に関する満足度で、"放課後や長期休暇中の居場所"の満足度が最も低い水準であり、インタビュー調査では、 放課後等デイサービスの質に関する意見が複数寄せられています。

このような意見等を踏まえて、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)については、 児童一人ひとりの状況や保護者のニーズ等に応じた受け入れ態勢の整備に努める必要があり、放課後等デイサービスについては、サービスの質の向上に努める必要があります。



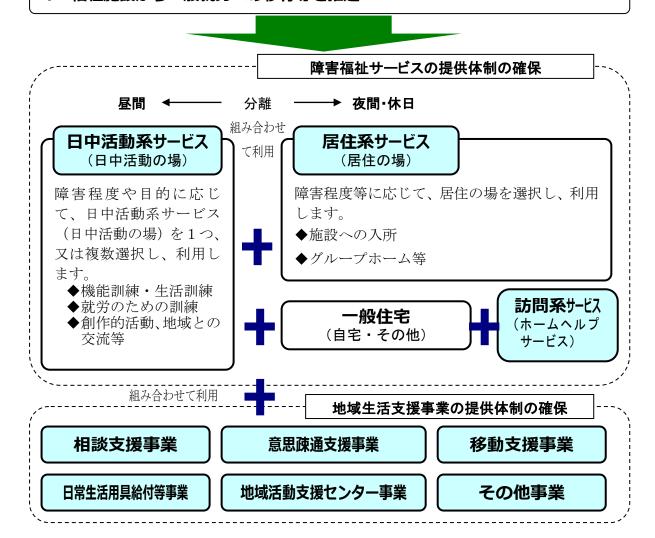
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、平成29年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実(活動指標の設定)を図り、基本理念の実現を目指します。

図表 24 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進



障がい者が地域で暮らせる社の自立と共生の社会を実現

会に

図表 25 成果目標と活動指標

(1) ~ (4) は、国の基本指針で示された成果指標です。

成果目標の設定

※(2)②・③は、愛知県が設定

(1)施設入所者の地域生活へ の移行

- ア 施設入所者の地域生活 移行者数
- イ 施設入所者の削減

活動指標の設定(すべて市が設定)

- ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援の 利用者数、利用時間数
- ○生活介護の利用者数、利用日数
- ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の 利用者数、利用日数
- ○就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○就労継続支援(A型・B型)の利用 者数、利用日数
- ○療養介護の利用者数
- ○短期入所(福祉型、医療型)の利用 者数、利用日数
- ○自立生活援助の利用者数【新規】
- ○グループホームの利用者数
- ○相談支援(地域移行支援、地域定着 支援)の利用者数
- ○施設入所支援の利用者数

(2)精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築 【新規】

- ア 保健・医療・福祉関係者に よる協議の場(各圏域/各市 町村)の設置【新規】
- イ 精神病床における1年以 上長期入院患者数【新規】
- ウ 精神病床における早期退 院率【新規】

- ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援の 利用者数、利用時間数
- ○生活介護の利用者数、利用日数
- ○自立訓練(生活訓練)の利用者数、 利用日数
- ○就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○就労継続支援(A型・B型)の利用 者数、利用日数
- ○短期入所(福祉型、医療型)の利用 者数、利用日数
- ○自立生活援助の利用者数【新規】
- ○グループホームの利用者数
- ○相談支援(計画相談支援、地域移行 支援、地域定着支援)の利用者数

(3)地域生活支援拠点等の 整備

(4)福祉施設利用者の一般就 労への移行

- イ 就労移行支援の利用者数
- ウ 就労移行率が3割以上の就 労移行支援事業所数
- エ 就労定着支援による支援開 始1年後の職場定着率【新規】

○就労移行支援の利用者数、利用日数○就労定着支援の利用者数【新規】

図表 26 成果目標と計画課題の関係

成果目標

関連する計画課題

- (1)施設入所者の地域生活へ の移行
- ○相談支援・意思決定支援等の充実
- ○多様な居住の場の確保
- ア 施設入所者の地域生活 移行者数
- イ 施設入所者の削減
- (2)精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築 【新規】
- ○相談支援・意思決定支援等の充実
- ○総合的な生活支援の充実
- ア 保健・医療・福祉関係者に よる協議の場(各圏域/各市 町村)の設置【新規】
- イ 精神病床における1年以 上長期入院患者数【新規】
- ウ 精神病床における早期退 院率【新規】
- (3)地域生活支援拠点等の 整備
- ○相談支援・意思決定支援等の充実
- ○総合的な生活支援の充実
- (4)福祉施設利用者の一般就 労への移行
- ○相談支援・意思決定支援等の充実
- ○雇用・就業への支援の充実
- ア 就労移行支援事業等を通じ た一般就労への移行者数
- イ 就労移行支援の利用者数
- ウ 就労移行率が3割以上の就 労移行支援事業所数
- 工 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率【新規】

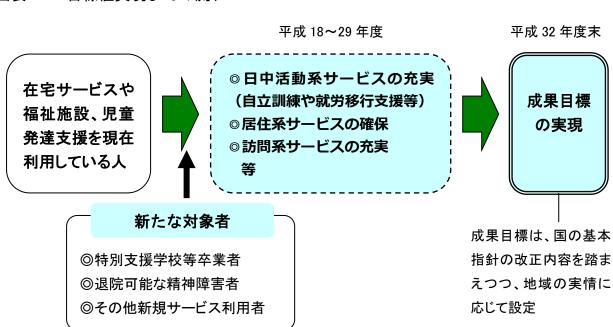
2 平成 32 年度の成果目標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成32年度の成果目標として、次の4つの事項に関する目標値(成果目標)を設定します。

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
- (3) 地域生活支援拠点等の整備【新規】
- (4) 福祉施設から一般就労への移行

4つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第4期における実績等本市の実情に応じて設定します。

図表 27 目標値実現までの流れ



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成32年度末における地域生活への移行に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行し、平成32年度末時点の施設入所者数を 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する目標値が設定されています。 本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、 グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等の整備を図ります。

図表 28 福祉施設の入所者の地域生活への移行

事項	数值		備考	
施設入所者数 平成 28 年度末時点	79 人	(A)	※施設入所支援の利用者数	
目標年度入所者数	77 人	(B)	平成 32 年度末の見込み	
増減見込み目標値	2 人	削減率 (3%)	(B)-(A)の値	
地域移行目標値 合計	8 人	移行率 (10%)	平成32年度末までに施設入所から グループホーム等への地域移行を 目指す方の数の合計	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、市が中心となり、 当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を 行う体制を構築できるように、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協 議の場を設置することが原則とされており、本市はその基準に従って、次のとおり成 果目標を設定します。

図表 29 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

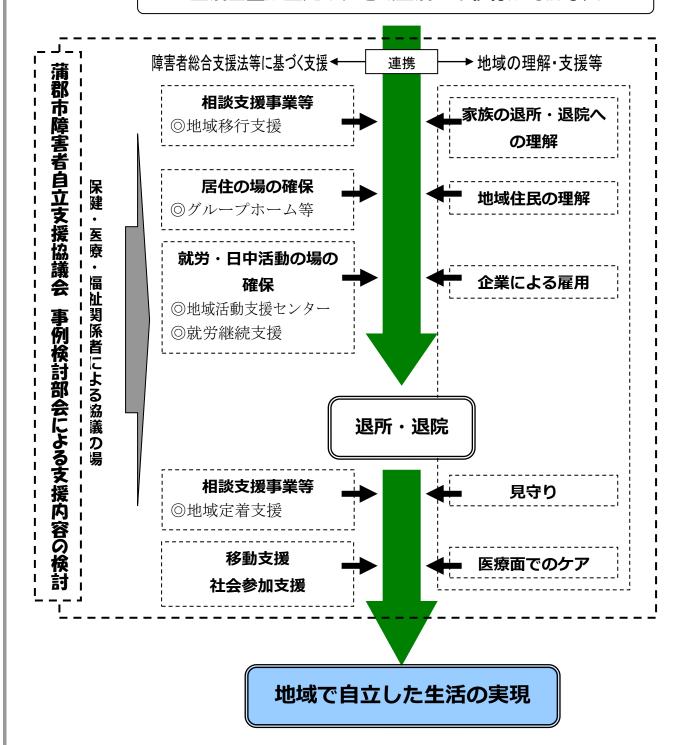
事項	目標	備考
保健・医療・福祉関係 者による協議の場	市内又は圏域に 設置	平成 32 年度末まで

【参考 愛知県設定の成果目標】

- ア 精神病床における1年以上長期入院患者数【新規】
 - → 5,776 人 (65 歳以上:2,774人、65 歳未満:3,002人)
- イ 精神病床における早期退院率【新規】
 - → 平成32年度における入院後3か月時点の退院率:69%、入院後6か月時点の退院率: 84%、入院後1年時点の退院率:90%
- ウ 地域移行に伴う基盤整備量【新規】
 - → 蒲郡市の利用者数 65歳以上8人、65歳未満8人

図表 30 地域生活への移行支援・地域包括ケアシステムの構築

生活基盤が整えば、地域生活への移行が可能な人



(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市は、障がい者の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、地域生活支援拠点等の整備に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を市内又は圏域で少なくとも1つを整備するという目標値が設定されています。

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能を備えた体制として、整備が求められているものです。地域の複数の機関が機能を分担し、居住支援機能と地域支援機能を一体的に提供する体制の整備(面的な整備)も想定されています。

当事者やその家族、関係者の意見を聞きながら、必要な機能等を検討し、整備を図ります。

図表 31 地域生活支援拠点等の整備

事 項	数 値	備考
地域生活支援拠点等	市内又は圏域に 1か所 (又は面的な整備)	平成 32 年度末まで

(4)福祉施設から一般就労への移行

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成32年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行する者の数について、平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。

今後も、蒲郡市障害者支援協議会等を通じて、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設の連携をより一層強化するとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ることで、平成32年度中の一般就労移行者数を平成28年度の年間一般就労移行者数の1.5倍にあたる11人の実現を目指します。

図表 32 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

事 項	数	値	備考
平成 28 年度の年間一般就	7 人		平成 24 年度において福祉施設
	, ,		を退所し、一般就労した方の数
就労移行支援事業等を通			平成 32 年度中において福祉
じた一般就労への移行者	11 人	(1.5 倍)	施設を退所し、一般就労する
数			人の数

イ 就労移行支援の利用者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成32年度の就労移 行支援事業の利用者数に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、平成32年度末における就労移行支援 利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すとされ ています。

本市では、平成29年度現在、就労移行支援を実施する市内事業所は4か所となって おり、国の基準に従って次のとおり目標値を設定します。

図表 33 就労移行支援の利用者数

事 項	数	値	備	考
平成 28 年度末の 就労移行支援の利用者数	28 人			
目標年度における就労移 行支援の利用者数	34 人	增加率 (21.4%)	平成 32 年度 移行支援の利用	

ウ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成32年度の就労移行支援事業所の就労移行率に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、就労移行率が3割以上である就労移 行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指すとされてい ます。

本市では、平成29年度現在、就労移行支援を実施する市内事業所は4か所となって おり、国の基準に従って次のとおり目標値を設定します。

図表 34 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数

事 項	数	値	備考
就労移行率が3割以上の 事業所	2 か所	割合 (5割)	平成32年度の就労移行率(4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合)が3割以上の事業所

エ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率【新規】

本市は、福祉施設から一般就労への移行・定着を推進する観点から、平成31年度・ 平成32年度の各年度における就労定着支援による職場定着率に関する成果目標を設 定します。

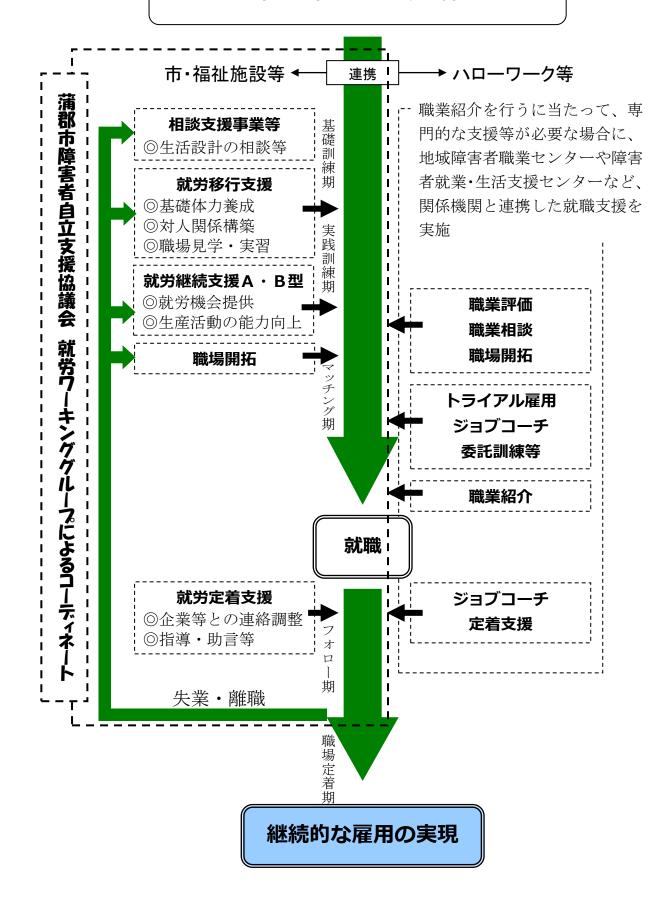
なお、目標値については、国の基本指針では、各年度における就労定着支援による 支援開始1年後の職場定着率を80%とすることが基本とされており、本市はこれらの 基準に従って各成果目標を設定します。

図表 35 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率【新規】

事 項	数	値	備	考
就労定着支援による支援開始 1年後の職場定着率【新規】	80 %		平成31年度 度の各年度に 定着支援によ 1年後の職場	おける就労 る支援開始

図表 36 関係機関の連携による就労支援

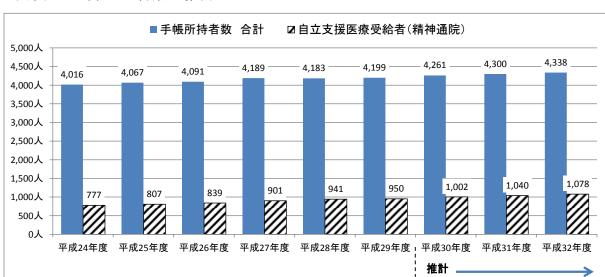
一般企業での雇用を希望する障がい者



3 障がい者数の推計

障がい者数は、過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障がい者、知的障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数の推計を併せて行いました。



図表 37 障がい者数の推計

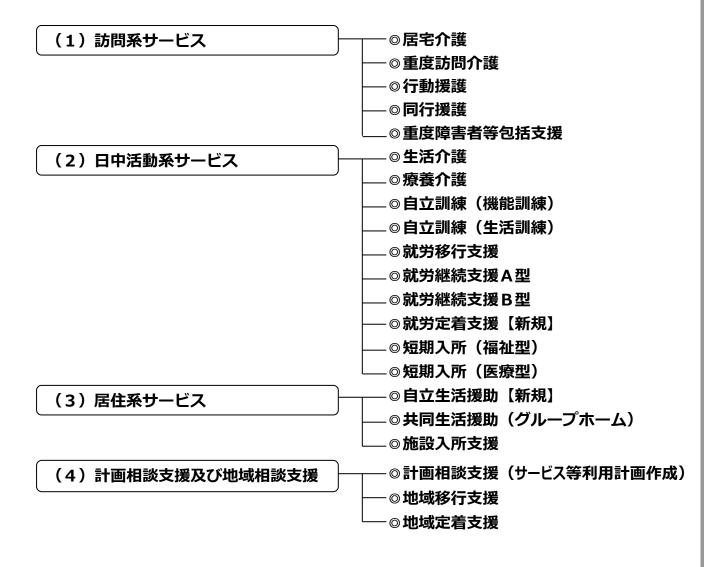
E.V.	実績			推計		
区分		第4期		第5期		
年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者手帳所持者	3,069	3,020	2,985	3,007	3,001	2,994
療育手帳所持者	568	590	612	619	633	647
精神障害者保健福祉手帳 所持者	552	573	602	635	666	697
手帳所持者数 合計	4,189	4,183	4,199	4,261	4,300	4,338
自立支援医療受給者(精神通院)	901	941	950	1,002	1,040	1,078

(各年度末現在)

4 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保 のための方策

障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

図表 38 障害福祉サービス等一覧



(1)訪問系サービス

ア サービスの種別と内容

訪問系サービスは、自宅での生活全般を支援したり、外出時の移動支援を行うサービスです。

次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 39 訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、 排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い ます。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避 するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方を対象に、必要 な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・ 食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第5期のサービス見込量は、第4期の利用の伸びなどを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、「蒲郡市障害者自立支援協議会 事例検討部会」を通じたサービス調整や情報共有などを通じて、質の高いサービスの提供に努めるとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めていきます。

また、サービスの選択や利用の際には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決定支援の取り組みを実施します。

さらに、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 40 訪問系サービスの見込量

サービフ 種別		第5期見込量		
9-62	サービス種別		平成 31 年度	平成 32 年度
	(時間数/月)	994	1,037	1,081
居宅介護	(実利用者数/月)	92	96	100
	(市内事業所数)	3	3	3
	(時間数/月)	1,188	1,188	1,188
重度訪問介護	(実利用者数/月)	5	5	5
	(市内事業所数)	3	3	3

サービス種別		第5期見込量			
)—LA	作生 力!	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
	(時間数/月)	0	0	0	
行動援護	(実利用者数/月)	0	0	0	
	(市内事業所数)	0	0	0	
	(時間数/月)	32	32	32	
同行援護	(実利用者数/月)	6	6	6	
	(市内事業所数)	2	2	2	
重度障害者等包括	(時間数/月)	0	0	0	
l —	(実利用者数/月)	0	0	0	
支援	(市内事業所数)	0	0	0	

(2)日中活動系サービス

ア サービスの種別と内容

日中活動系サービスは、日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受けるサービスです。

次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 41 日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護や創作的 活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、 療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日 常生活の支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一 定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を 行います。【標準利用期間 (18か月)】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一 定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間 (24か月)】【長期入院・入所 (36か月)】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、 一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導 等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。

サービス種別	実施内容
	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締
	結しない。)
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、
	一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導
	等を行います。
**** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族
就労定着支援【新規】 	との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、
短期入所(福祉型)	施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	医療ニーズに高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の
短期入所(医療型)	場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事
	の介護等を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第5期のサービス見込量は、第4期の利用の伸びを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、 サービス基盤の確保に努めていきます。

また、就労移行支援をはじめ、就労系のサービスの事業所は増えている一方、計画 対象者の雇用・就業分野の取り組みに対する満足度の低さを踏まえて、就労移行や継 続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、「蒲郡市障害者優先調達推進方針」に 従って、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。

さらに、サービスの選択や利用の際には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思 決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決定支援 の取り組みを実施するほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努め ます。

図表 42 日中活動系サービスの見込量

11 12→1	≠ □.1	第5期見込量		
サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(人日/月)	4,251	4,437	4,624
生活介護	(実利用者数/月)	205	214	223
	(市内事業所数)	3	3	3
 療養介護	(実利用者数/月)	9	9	9
原食 月 设	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	22	22	22
自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	1	1	1
, ,	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	152	152	152
自立訓練(生活訓練)	(実利用者数/月)	3	3	3
	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	395	411	426
就労移行支援	(実利用者数/月)	25	26	27
	(市内事業所数)	4	4	4

サ じっ ず	サービス種別			第5期見込量			
ソーにヘ性が		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度			
	(人日/月)	959	959	959			
就労継続支援(A型)	(実利用者数/月)	45	45	45			
	(市内事業所数)	2	2	2			
	(人日/月)	1,761	1,869	1,976			
就労継続支援(B型)	(実利用者数/月)	98	104	110			
	(市内事業所数)	6	6	6			
	(人日/月)	_	1	_			
就労定着支援【新規】	(実利用者数/月)	3	4	5			
	(市内事業所数)	1	1	1			
	(人日/月)	91	91	91			
短期入所(福祉型)	(実利用者数/月)	16	16	16			
	(市内事業所数)	2	2	2			
	(人日/月)	4	4	4			
短期入所(医療型)	(実利用者数/月)	2	2	2			
	(市内事業所数)	0	0	0			

(3)居住系サービス

ア サービスの種別と内容

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な 支援を行うサービスです。

次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 43 居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
サーロス種別	美 爬內谷
自立生活援助【新規】	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの 移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、 本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障が い者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミン グで適切な支援を行います。
共同生活援助(グル ープホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生 活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護 等を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第5期のサービス見込量は、第4期の利用の伸びや福祉施設からの地域移行の受け 入れ先の必要性等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、共同生活援助 (グループホーム) に対するニ

ーズの高さを踏まえつつ、当事者団体、事業所、市及び県の連携によって、グループ ホーム等の基盤整備を促進するとともに、事業者へ必要な支援に努めます。

また、新規サービスである自立生活援助を実施し、福祉施設からの地域移行や一人暮らし等を総合的に支援します。

さらに、施設入所支援については、自立支援審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

なお、グループホーム等の利用や施設への入所に際しては、生活が大きく変化する 意思決定支援の重要な機会であることを踏まえて、「障害福祉サービス等の提供に係 る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決 定支援の取り組みを実施ほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努 めます。

図表 44 居住系サービスの見込量

H 2 H E 17 1 20 C E				
	第5期見込量			
サービスを	サービス種別		平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助【新規】	(実利用者数/月)	1	1	2
	(市内事業所数)	1	1	1
共同生活援助(グルー	(実利用者数/月)	51	54	57
プホーム)	(市内事業所数)	4	4	4
佐乳飞花士授火	(実利用者数/月)	78	78	77
施設入所支援※	(市内事業所数)	1	1	1

[※]施設入所支援の実利用者数/月は、削減目標に基づき設定

(4)計画相談支援及び地域相談支援

ア サービスの種別と内容

計画相談支援及び地域相談支援は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 45 計画相談支援及び地域相談支援の内容

サービス種別	実施内容
計画相談支援(サービ ス等利用計画作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を 対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期 間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行いま す。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する方を対象に、住居の確保や 地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必 要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した方等を対象に、常時の連絡 体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援 を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第5期のサービス見込量は、障害福祉サービスの受給者の伸び等を踏まえて設定します。

また、福祉施設の入所者や精神科病院からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援と地域定着支援を実施します。

これら見込量に対応するため、計画的に相談支援専門員を市内事業所に配置します。 なお、相談支援専門員は「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決定支援の取り組みを実施 します。

図表 46 計画相談支援及び地域相談支援の見込量

	第5期見込量			
サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	142	150	158
引	(市内事業所数)	8	8	8
₩₩₩₩	(実利用者数/月)	2	2	3
地域移行支援 	(市内事業所数)	4	4	4
地域定着支援	(実利用者数/月)	2	2	3
地以足自义饭	(市内事業所数)	4	4	4

図表 47 相談支援専門員の配置計画

サービス種別			第5期見込量	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援専門員	(人)	15	16	17

[※]常勤換算とは異なる

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び発達支援 の必要な児童が地域で自立した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよ う、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、第4期の実績等を踏まえつつ、障がい者、発達支援の必要な児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、 障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

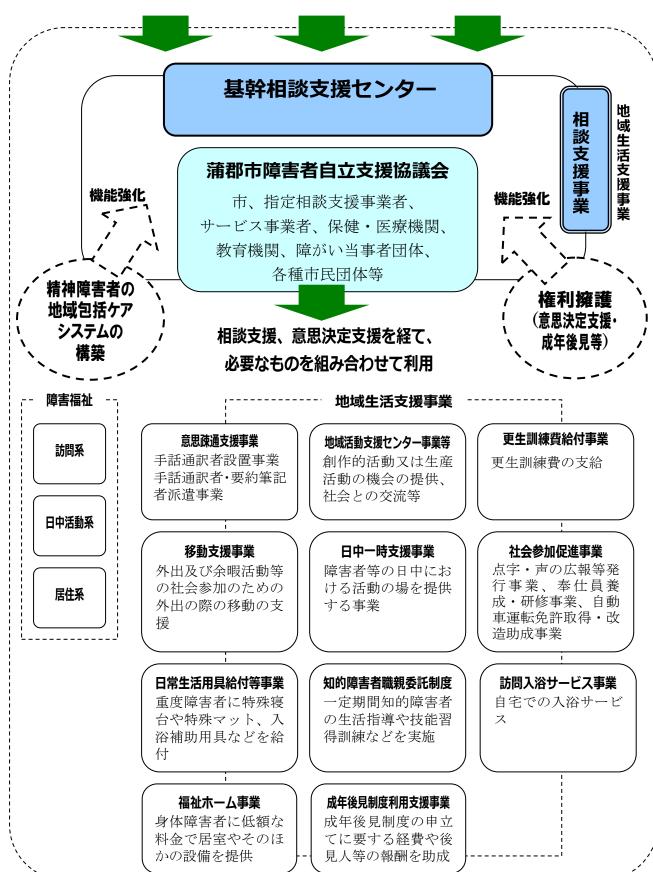
(1) 事業の内容

	実施事業			
事業種別	概要	負担		
◆ 理解促進研 修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解 を深める研修・啓発を行う事業です。			
◆自発的活動支 援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。			
◆相談支援事業	障害者(児)相談支援事業(騈臓矮心分-機能強業) 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供 及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後 見制度の利用など、権利擁護のための援助を行う事業 です。 なお、地域の相談支援の中核的な機関として、基幹相 談支援センターを設置し、総合的な相談業務ととも に、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関 の連携の支援、意思決定支援等を行います。 住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、 保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい 者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うと ともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の 地域生活を支援する事業です。	なし		
◆成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報 酬を助成する事業です。	なし		
◆成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。			

	実施事業	利用者
事業種別	概要	負担
◆意思疎通支援 事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の 設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障が い者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。	なし
◆日常生活用具 給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊 寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事 業です。	定率 1割負担
◆移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。	定率 1割負担
◆地域活動支援 センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。	定率 1割負担
◆訪問入浴サー ビス事業	身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行 う事業です。	定率 1割負担
◆更生訓練費給 付事業	施設に入通所する身体障がい者を対象に、更生訓練費 を支給する事業です。	なし
◆知的障害者職 親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者 などが、一定期間知的障がい者を預かり、生活指導 や技能習得訓練などを行う事業です。	なし
◆日中一時支援 事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障が い者等の日中における活動の場を提供する事業です。	定率 1割負担
◆生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業です。	なし
◆社会参加促進 事業 [点字・ 声の広報等発 行事業]	点字や声の広報などにより定期的な情報提供を行う 事業です。	なし
◆社会参加促進 事業 [奉仕員 養成・研修事 業]	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。	なし
◆社会参加促進 事業 [自動車 運 転 免 許 取 得・改造助成 事業]	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	
◆福祉ホーム事 業	家庭環境や住宅事情等の理由で 家族との同居や住居 の確保が困難な障がい者 (常時の介護や医療を必要と する場合を除く) に対し、低料金で居室や設備を提供 する事業です。	

図表 48 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

障害福祉サービスを利用したい。 その他、地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。



(2) 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第4期の利用の伸びなどを踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 49 地域生活支援事業の見込量

_ ^		年度	平成	平成	平成
区分		/ -	30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	有	有	有
目発的活動	動支援事業	(実施有無)	有	有	有
相	障害者(児)相談支援事業	(実施か所数)	7	8	8
談支	基幹相談支援センター	(実施か所数)	1	1	1
相談支援事業	住宅入居等支援事業	(実施か所数)	1	1	1
	地域自立支援協議会	(実施か所数)	1	1	1
	制度利用支援事業	(実利用者数/年)	1	1	1
成年後見	制度法人後見支援事業	(実施有無)	有	有	有
事通意 業支思	手話通訳者設置事業 	(設置見込者数)	1	1	1
援疎	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実利用者数/月)	25	25	25
	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	14	16	18
常生	自立生活支援用具	(給付件数/年)	6	6	6
日常生活用具	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	10	10	10
事用業具	情報・意思疎通支援用具	(給付件数/年)	17	17	17
	排泄管理支援用具	(給付件数/年)	700	727	754
等	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	1	1	1
移動支援事業		(実利用者数/月)	32	32	32
夕到又顶=	尹禾	(利用時間数/月)	280	280	280
セ 地 市内施設利用分		(実施か所数)	1	1	1
ン域タ活	נינהניף אמטוני זיוי	(実利用者数/月)	38	41	43
動 事 支 業 援	他市町施設利用分(豊川市、岡崎市、	(実施か所数)	3	3	3
業 援	豊田市)	(実利用者数/月)	4	4	4
計問入公 士	サービス事業	(実施か所数)	4	4	4
DJ -J/\/L	クーレハチ末	(実利用者数/月)	13	14	16
更生訓練	費・施設入所者就職支度金給付事業	(給付件数/年)	0	0	0
 日中一時:	支援事 業	(実施か所数)	16	16	16
日中一時支援事業		(実利用者数/月)	33	33	33
生活サポート事業		(実利用者数/月)	0	0	0
知的障害者職親委託制度		(実利用者数/月) (発行回数/年)	0	0	0
	点字・声の広報等発行事業		12	12	12
	転免許取得・改造助成事業	(助成件数/年)	14	15	15
	成研修事業 	(研修修了者数/年)	12	12	12
福祉ホー	ム事業	(実施か所数)	2	2	2

図表 50 地域生活支援事業の見込量確保のための方策等

	区分	リスシ重催休のための万束寺 見込量確保のための方策等
理解值	足進研修・啓発事業	イベントや広報活動、出前講座等を通じて、広く市民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発 を実施します。
自発的	的活動支援事業	ピアサポートによる支援や一人暮らしの人への見守りそ の他、ボランティア活動等に対する支援を実施します。
相談支援事業	障害者(児) 相談支援事業	「蒲郡市障がい者支援センター」を基幹相談支援センターとして、総合相談、地域移行・地域定着支援に加えて、「蒲郡市成年後見センター」及び「蒲郡市障がい者虐待防止センター」と連携して権利擁護を図ります。また、今後も市内事業所8か所を相談支援事業所として指定し、基幹相談支援センターと連携しながら、相談支援を行います。 さらに、「蒲郡市障害者自立支援協議会」を定期的に開催し、必要に応じて新たな専門部会を開設するなど、関係機関・団体の連携による取り組みを進めます。
	基幹相談支援センター等機能 強化事業	相談窓口に専門職を配置し、相談に対応します。
	住宅入居等支援事業	基幹相談支援センターにおいて実施します。
成年後	長見制度利用支援事業	蒲郡市成年後見センターにおいて実施します。
成年後	é見制度法人後見支援事業	蒲郡市成年後見センターにおいて、市民後見人の活用も 含めた法人後見の活動の推進を図ります。
意思政	東通支援事業	ニーズに応じた人材の確保とともに、支援を必要とする 方の利用を促進するため、相談支援事業や市の広報紙な どを通じた事業の周知に努めます。
	E活用具給付等事業 E援事業	支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援事業や市の広報紙等を通じた事業の周知に努めます。
	計画支援センター事業	ニーズに応じた事業所の確保とともに、支援を必要とする方の利用を促進するために、相談支援事業や市の広報 紙などを通じた事業の周知に努めます。
更生記 給付事		事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
-	-時支援事業 +ポート専業	- プロウドア事業字拡大枠科しナナ
	ナポート事業 きまき時報系試制度	ニーズに応じて事業実施を検討します。
	き書者職親委託制度 - 吉の広報等発行事業	事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するようによって、担談支援事業の実現紙などなるに
点字・声の広報等発行事業 自動車運転免許取得・改造助成事業		施するとともに、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
	望虹光計取停・以這助成争業 員養成研修事業	支援に関わる人材の確保を図るため、手話奉仕員、要約 筆記奉仕員等を養成研修する事業を、県及び社会福祉協 議会と連携し実施します。
福祉才	マスタ 大一人事業	既存の福祉ホーム2か所による居室や設備の提供を通じて、地域生活への支援を継続します。

(4) 蒲郡市障害者自立支援協議会の機能強化

「蒲郡市障害者自立支援協議会」は、障がい者の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

- ア 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワーク の構築及び情報の共有
- イ 蒲郡市障害福祉計画の達成状況の確認
- ウ 地域の社会資源の開発及び改善
- エ 委託相談支援事業者の運営評価
- オ 困難事例の対応の協議
- カ 個別の支援検討会議
- キ その他必要な事項

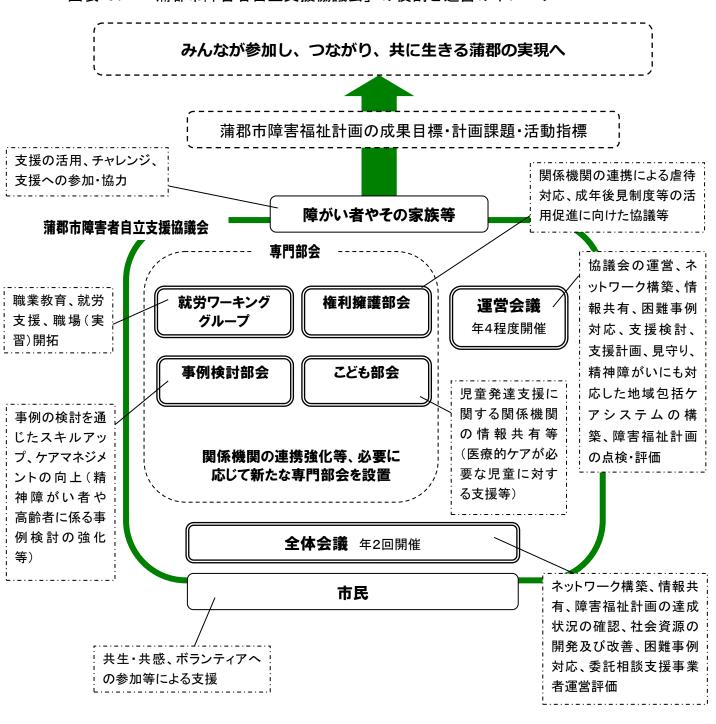
なお、協議会は全体会議と個別会議で構成し、また、必要な専門部会を設置し、障がい者への支援に関して、専門的見地からケース検討、関係機関の情報共有を行います。

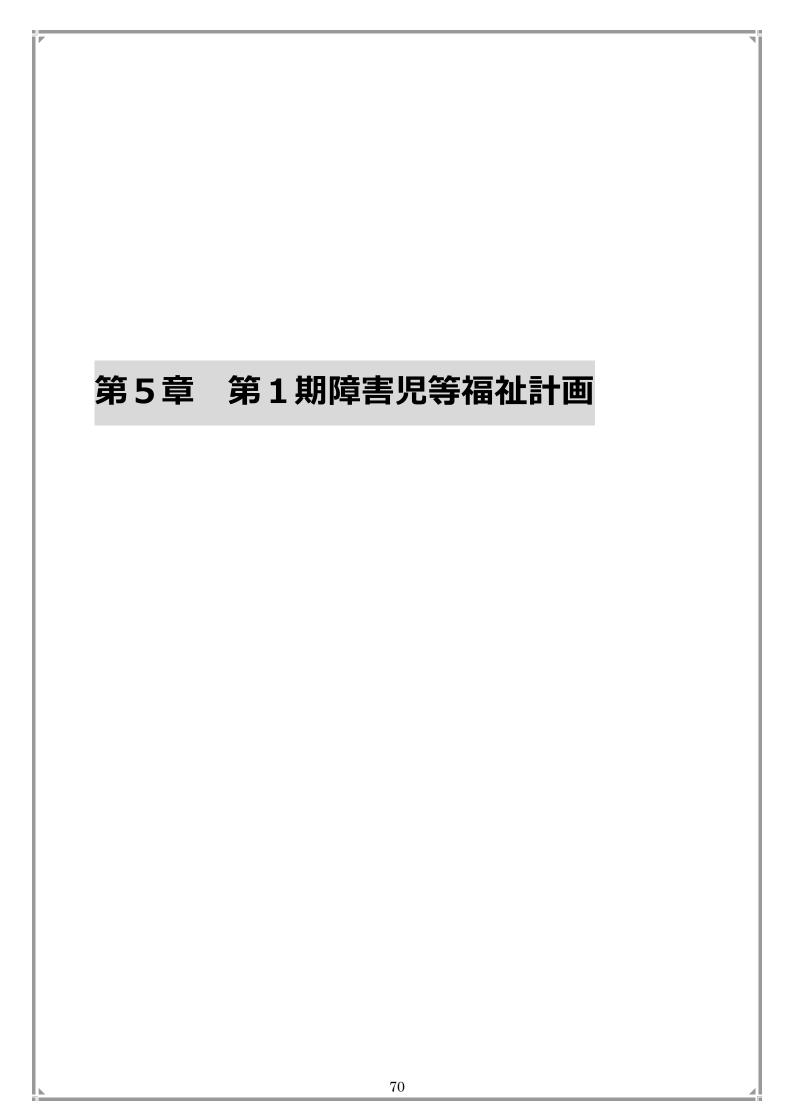
また、第5期計画の円滑な実施(PDCAサイクルの実施による成果指標の達成及び計画課題への対応)ために、次のとおり既存の運営会議や事例検討部会、こども部会等の機能強化を図ります。

会等の機能強化を図ります。		
会議	概要	関連する計画課題
ア 運営会議 の機能強化	開催回数 年4回 ■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。 ■ 高齢精神障がい者に係るものについては長寿課、地域包括支援センターの参加を求めます。	■ 相談支援・意思決定支援等の充実■ 多様な居住の場の確保■ 総合的な生活支援の充実
イ 事例検討 部会の機能 強化	開催回数 年4回 ■ 精神科病院及び入所施設からの地域移行・ 地域定着にかかる事例を取り上げます。 ■ 検討事例が高齢者に係るものについては長 寿課、地域包括支援センター、ケアマネジャ ーの参加を求めます。	■ 相談支援・意思決定支援等の充実 ● 多様な居住の場の確保 ■ 総合的な生活支援の充実
ウ こども部会 の機能強化	開催回数 年4回 E療的ケアが必要な児童に対する支援や就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実についても検討します。 子ども・子育て支援会議及び要保護児童対策地域協議会(実務者会議・個別ケース検討会議)との協働により計画課題への対応を図ります。	 医療的ケアが必要な児童に対する支援の充実 就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実

協議会の役割と運営のイメージは次のとおりです。

図表 51 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の役割と運営のイメージ





1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針に即して、児童福祉法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、平成29年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害児通所支援」、「障害児入所支援」、「障害児相談支援」等の提供体制の充実(活動指標の設定)を図り、基本理念の実現を目指します。

図表 52 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

子どもたちの健やかな育ちを一貫して切れ目なく支援

図表 53 成果目標と活動指標

(1)~(3)は、国の基本指針及び事務連絡で示された成果指標です。

成果目標の設定

(1)児童発達支援等の提供 体制の整備等

- ア 児童発達支援センター の設置
- イ 保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築

活動指標の設定

- ○児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○医療型児童発達支援の利用児童数、利 用日数
- ○放課後等デイサービスの利用児童数、 利用日数
- ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用 日数
- ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童 数、利用日数
- ○障害児相談支援の利用児童数
- ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(2)医療的ニーズへの対応

- ア 主に重症心身障がい児を支 援する児童発達支援事業所及 び放課後等デイサービス事業 所の確保
- イ 保健、医療、障がい福祉、保 育、教育等の関係機関が連携を 図るための協議の場の設置
- ○医療型児童発達支援の利用児童数、利 用日数
- ○放課後等デイサービスの利用児童数、 利用日数
- ○医療型障害児入所施設の利用児童数
- ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (3)子ども・子育て支援等の 提供体制の整備
- ○保育所における発達支援児の利用人 数
- ○認定こども園における発達支援児の 利用人数
- ○放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における発達支援児の利用人数

一貫して切れ目なく支援子どもたちの健やかな育ちを

図表 54 成果目標と計画課題の関係

成果目標

関連する計画課題

- (1)児童発達支援等の提供 体制の整備等
- ○児童発達支援センターを中核とした重層的な 地域支援体制の構築
- ア 児童発達支援センターの 設置
- イ 保育所等訪問支援を利用
 - (2) 医療的ニーズへの対応
- ○医療的ケアが必要な児童に対する支援の充実
- ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保
- イ 保健、医療、障がい福祉、 保育、教育等の関係機関が連 携を図るための協議の場の設 置
- (3)子ども・子育て支援等の 提供体制の整備
- ○就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実

2 平成32年度の成果目標

本計画では、児童の健やかな育成のために、平成32年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値(成果目標)を設定します。

- (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等
- (2) 医療的ニーズへの対応
- (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

3つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第4期における実績等本市の実情に応じて設定します。

(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

本市は、児童発達支援等の提供体制の整備等を計画的に進める観点から、平成32年 度までの児童発達支援センターの整備に関する成果目標を設定します。

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所以上設置することが基本とされています。

また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年 度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされており、 本市はその基準に従って成果目標を設定します。

なお、本市では、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」において必要な機能等を検討しており、第4期障害福祉計画の成果指標を継承し、平成31年度末までの総合的な支援機能の整備を見据え、順次、段階的な整備を検討します。

図表 55 児童発達支援センターの整備

事項	数值	備考
児童発達支援センター	市内に1か所	平成 31 年度末まで

(2) 医療的ニーズへの対応

本市は、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、平成32年度までの医療的ニーズへの対応に関する成果目標を設定します。

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所以上確保することが基本(市単独での設置が困難な場合には、関係市町の協議により、圏域で設置することもできる)とされています。

なお、平成29年度に圏域内の豊川市において、民間の重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が設立されています。

また、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本(市単独での設置が困難な場合には、関係市町の協議により、圏域で設置することもできる)とされています。

本市は、これらの基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 56 医療的ニーズへの対応

事項	数值	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所	市内又は圏域に 1か所以上	-
保健、医療、障がい福祉、保育、 教育等の関係機関が連携を図る ための協議の場	市内に設置	平成 30 年度末まで

(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

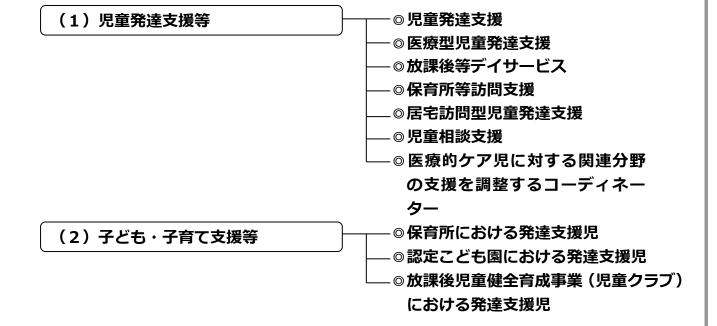
市内の保育所や認定こども園、幼稚園、児童クラブでは、発達支援の必要な児童の受け入れを実施しており、必要に応じて職員の加配や園への臨床心理士等の派遣を行い、すべての子どもたちの健やかな成長を支援しています。

今後も、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・ 包容(インクルージョン)を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の 整備を図ります。

3 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量 及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、 次のサービス体系に沿って設定します。

図表 57 児童発達支援等サービス一覧



(1) 児童発達支援等

ア サービスの種別と内容

児童発達支援等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のため の方策を設定します。

図表 58 児童発達支援等の内容

サービス種別	実施内容		
	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活におけ		
児童発達支援	る基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への		
	適応訓練等を受けるものです。		
	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センター		
医療型児童発達支援	又は指定医療機関等に通い、児童発達支援及び治療を受		
	けるものです。		

サービス種別	実施内容
	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している発達支
	援の必要な児童が、授業の終了後又は休業日に児童発達
放課後等デイサービス	支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために
	必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受ける
	ものです。
	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児
 保育所等訪問支援	童の通う施設(保育所等)を訪問し、発達支援の必要な
体自门守动问义该	児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的
	な支援等を提供するものです。
	重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支
居宅訪問型児童発達	援等を利用するために外出することが著しく困難な児
支援【新規】	童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して
	発達支援を行うものです。
	発達支援の必要な児童について、児童発達支援等を利用
	するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護
児童相談支援	者のサービス利用についての意向等に基づいた児童支
	援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計
	画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する	医療的ケア児の福祉や医療等の関係分野について一定
関連分野の支援を調整	の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者
するコーディネーター	(コーディネーター)を配置します。
【新規】	

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

対象児童の増加を見据えつつ、児童発達支援や児童相談支援のニーズに応じた実施を図るとともに、保育所等訪問支援については、平成31年度の児童発達支援センターの整備に併せて、提供体制の確保を図ります。

なお、医療的ケア児に関する体制の整備にあたっては、関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置を計画する一方、医療的ケア児を対象とする施設等について は、圏域内の他市の施設の利用を想定します。

図表 59 児童発達支援等の見込量

サービス種別		第5期見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	(人日/月)	502	915	937
児童発達支援	(実利用者数/月)	90	164	168
	(市内事業所数)	3	4	4
	(人日/月)	23	23	23
医療型児童発達支援	(実利用者数/月)	2	2	2
	(市内事業所数)	0	0	0
	(人日/月)	701	701	701
放課後等デイサービス	(実利用者数/月)	62	62	62
	(市内事業所数)	6	6	6
	(人日/月)	0	4	4
保育所等訪問支援	(実利用者数/月)	0	2	2
	(市内事業所数)	0	1	1
 居宅訪問型児童発達	(人日/月)	0	0	2
	(実利用者数/月)	0	0	1
支援【新規】	(市内事業所数)	0	0	0
旧辛和沙士福	(実利用者数/月)	50	52	54
児童相談支援 	(市内事業所数)	6	7	7
医療的ケア児に対する				
関連分野の支援を調整	(配置人数)	1	1	1
するコーディネーター	(10)=7 (20)			

(2)子ども・子育て支援等

ア サービスの種別と内容

子ども・子育て支援等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保 のための方策を設定します。

なお、幼稚園については、本計画で見込量等は設定しませんが、今後も発達支援の 必要な児童の利用にあたり、必要な対応と支援に努めます。

図表 60 子ども・子育て支援等の内容

サービス種別	実施内容	
保育所における発達支	保育所において、発達支援を必要とする児童に対して、	
援児の利用	加配対応を行います。	
認定こども園における	認定こども園において、発達支援を必要とする児童に対	
発達支援児の利用	して、加配対応を行います。	
放課後児童健全育成事 業(児童クラブ)にお ける発達支援児の利用	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)において、特別 支援学級在籍児童の利用を支援します。	

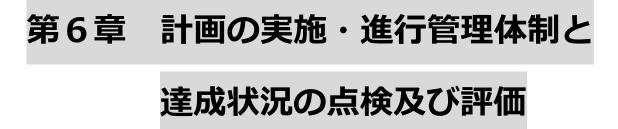
イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども 部会」における関係者の意見等を踏まえつつ、保育所等における仮入園対象児童数や 加配対応児童数の動向、児童クラブにおける特別支援学級在籍児童数の動向等に基づ き、次のとおりとします。

発達支援の必要な児童の利用にあたっては、児童数に応じた職員の加配や保育所等 訪問支援の提供体制の整備、医療的ケア児への対応の検討等、必要な体制の整備に努 めます。

図表 61 子ども・子育て支援等に係る見込量

種別	必要な 第5 期見込量(人) 見込量(人)		.)	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	83	80	81	83
認定こども園	63	00	01	00
放課後児童健全育成事 業(児童クラブ)	35	27	31	35



1 計画の実施・進行管理体制

本計画で設定した成果目標及び関連する計画課題は、次の実施・進行管理体制のもとで推進を図ります。

図表 62 計画の実施・進行管理体制

【第5期障害福祉計画】

成果目標	関連する計画課題※	主管
(1)施設入所者の 地域生活への 移行	(1)ア 相談支援・意思決定支援等の充実~「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、障がい者及びその家族、その他の関係者への相談支援、成年後見制度等の利用促進の取り組み	基幹相談 支援セン ター
	(1)イ 多様な居住の場の確保~空き家対策と福祉サービスの連携や仕事と居住の総合的な支援、民間賃貸住宅の活用促進などの取り組み	福祉課
(2)精神障がいに も対応した地 域包括ケアシ	(1)ア 相談支援・意思決定支援等の充実~「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、障がい者及びその家族、その他の関係者への相談支援、成年後見制度等の利用促進の取り組み	基幹相談 支援セン タ ー
ステムの構築 【新規】	(1)イ 総合的な生活支援の充実〜地域移行や地域生活を総合的に支援するサービスの充実及び地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組み	福祉課
(3)地域生活支援 拠点等の整備	(1)ア 相談支援・意思決定支援等の充実~「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、障がい者及びその家族、その他の関係者への相談支援、成年後見制度等の利用促進の取り組み	基幹相談 支援セン タ ー
	(1)イ 総合的な生活支援の充実〜地域移行や地域生活を総合的に支援するサービスの充実及び地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組み	福祉課

※関連する計画課題の詳細は、42・43ページを参照(文頭の番号は 42・43ページの課題の番号)

成果目標	関連する計画課題※	主管
(4)福祉施設利用	(1)ア 相談支援・意思決定支援等の充実~「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、障がい者及びその家族、その他の関係者への相談支援、成年後見制度等の利用促進の取り組み	基幹相談 支援セン タ ー
者の一般就労への移行	(1)ウ 雇用·就業への支援の充実〜企業等のへの障がい者雇用の啓発、福祉的就労から一般就労への移行支援や日中活動の場の提供にあたり、関係機関のさらなる連携強化による就労支援の質の向上と離職を防ぐ定着支援の強化の取り組み	蒲君は 芸会 ワグプ

[※]関連する計画課題の詳細は、42・43ページを参照(文頭の番号は 42・43ページの課題の番号)

【第1期障害児等福祉計画】

成果目標	関連する計画課題※	主管
(1)児童発達支援 等の提供体制 の整備等	(2)ア 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築〜発達支援を必要とする児童に対する重層的な地域支援体制の構築や児童に対する適切な支援やサービス利用につなげるために、十分な知識や経験を有する相談支援専門員を育成・確保し、専門員による児童支援利用計画の作成を進める取り組み	子育て支 援課
(2)医療的ニーズ への対応	(2)イ 医療的ケアが必要な児童に対する支援の 充実〜医療的ケアの必要な児童に対して、支 援の基盤整備の強化を図るにあたり、関係機 関による連携強化、支援事業所の確保、医療 的ケアを含めた相談支援の充実等、総合的な 支援の充実に対する取り組み	蒲郡市障 害者自立 支援協議 会 こども 部会
(3)子ども・子育 て支援等の提 供体制の整備	(2)ウ 就学前の保育・教育及び放課後児童対策の 充実〜就学前の保育・教育機関において、児 童一人ひとりの状況や保護者のニーズ等に応 じた受け入れ態勢の整備や放課後等デイサー ビスについては、サービスの質の向上に努め る取り組み	蒲郡市障 害者自立 支援協議 会 こども 部会

[※]関連する計画課題の詳細は、42・43ページを参照(文頭の番号は 42・43ページの課題の番号)

2 点検及び評価の基本的な考え方

本計画においては、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Action (見直し)】を導入するにあたり、平成32年度に向けた目標値(成果目標)と計画課題、障害福祉サービスの見込量等(活動指標)を設定しています。

なお、成果目標及び活動指標については、国の「障害福祉計画策定に係る実態調査 及びPDCAサイクルに関するマニュアル(改訂版)」において、少なくとも年1回 は実績を把握し、障がい者への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中 間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の 見直し等の措置を講じることとされています。

また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこととされています。

本市は、これらの基本的な考え方に基づき、計画の達成状況の点検及び評価を図ります。

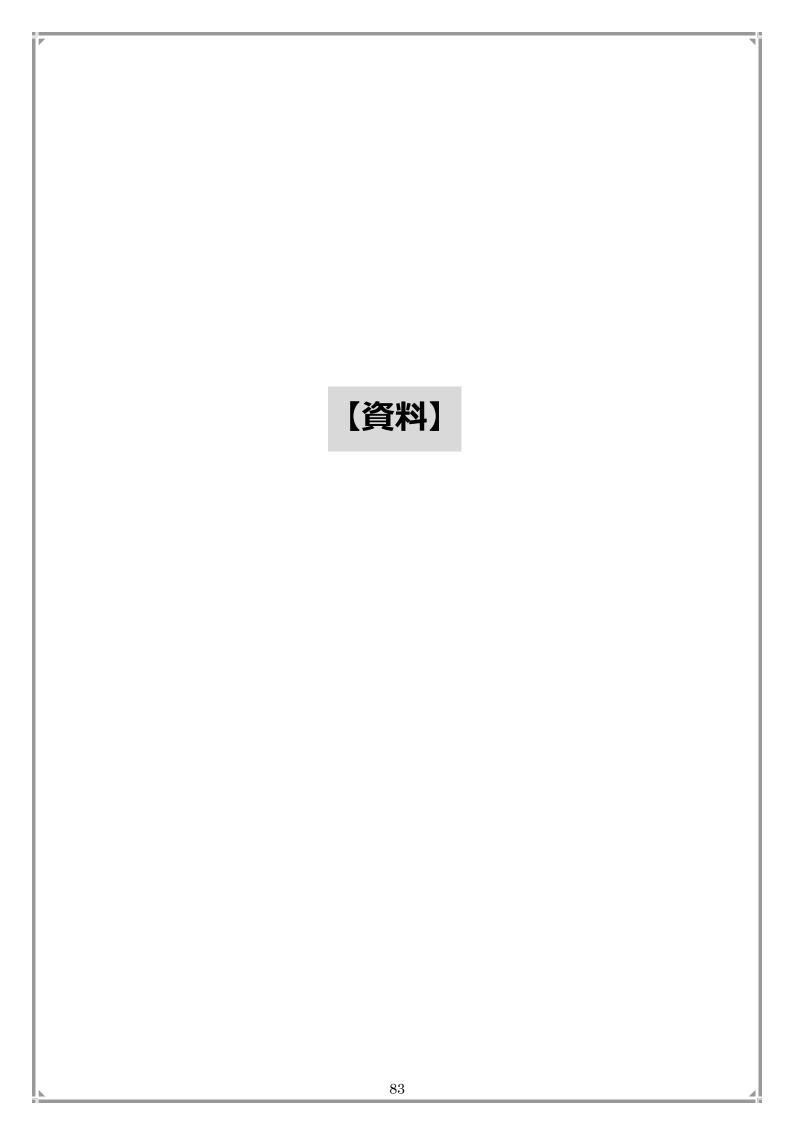
3 点検及び評価

本市は、毎年度の点検及び評価にあたり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の運営会議をその中心組織とします。

4 点検及び評価結果の周知

「蒲郡市障害者自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、パブリックコメント等を通じて、広く市民に周知を図ります。

図表 63 計画の達成状況の点検及び評価 平成 29 年度 平成 30 年度 平成 31 年度 平成 32 年度 第5期計画策定 計画検討 見込量や目標値の達成状況を点検及び評価 蒲郡市障害者自立支援協議会



1 計画策定の経過

年月日		各種調査・会議等 概要	
	10月4日	第1回蒲郡市障害者自立支援	【主な議事】
	10 月4日	協議会全体会	■アンケート調査について
			■身体障害者手帳所持者、
			療育手帳所持者、精神障
平成 28 年			害者保健福祉手帳所持
1 /3% 20 1	10月~11月	蒲郡市第3次障害者計画策定	者、児童(児童発達支援事
	10/1 11/1	のためのアンケート調査	業、放課後等デイサービス
			事業利用者等)を対象に、
			アンケート調査を実施
			■ 詳細は 21P~を参照
			■障害者団体(家族介護者
			等を含む)や障害関連福
	1月 20 日	蒲郡市第3次障害者計画策定 のためのインタビュー調査	祉施設の代表者などを対
	1月23日		象に、グループインタビュ
			一形式による調査を実施
			■ 詳細は 38P~を参照
		第2回蒲郡市障害者自立支援 協議会全体会	【主な議事】
	3月 28 日		■アンケート調査及びインタ
	3Л 20 Д		ビュー調査の結果につい
			て
平成 29 年			在宅療養中の難病患者(家
	7月~8月	難病患者調査	族を含む)を対象に、豊川保
			健所窓口での記述形式によ
			る調査を実施
			詳細は21P~を参照
			【主な議事】
			■ 第2次計画の実施状況と第
	8月8日	第3回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	3次計画の方針案につい
	одоц		て
			■計画骨子案と課題案につ
			いて

年月日		各種調査•会議等	概要
平成 29 年	10月19日	第4回蒲郡市障害者自立支援 協議会全体会	【主な議事】 ■ 計画素案について
十成 29 中	12月22日	第5回蒲郡市障害者自立支援 協議会全体会	【主な議事】 ■ 計画素案について
平成 30 年	1月5日~ 2月5日 対30年	・蒲郡市障害者計画素案を 市ホームページや市役所 の情報公開コーナー、勤 労福祉会館で閲覧可能と し、意見を募集・意見提出2名7件	
	3月 29 日	第6回蒲郡市障害者自立支援 協議会全体会	【主な議事】 ■ パブリックコメント結果について ■ 計画案について

2 蒲郡市障害者自立支援協議会について

蒲郡市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項に規定する協議会として、蒲郡市障 害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、法第88条第8項及び第89条の3第2項の規定に基づき、次に掲げる事項 について協議する。
 - (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
 - (2) 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) に基づく蒲郡市障害者計画の策定及び変更時の 協議、達成状況の確認
 - (3) 蒲郡市障害福祉計画の策定及び変更時の協議、達成状況の確認
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善
 - (5) 委託相談支援事業者の運営評価
 - (6) 困難事例の対応の協議
 - (7) 個別の支援検討会議
 - (8) その他協議会の目的を達成するために必要な事項 (協議会)
- 第3条 協議会は、全体会議、運営会議及び専門部会(以下「会議等」という。)をもって構成する。
- 2 全体会議は、蒲郡市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共 有、蒲郡市障害者計画並びに蒲郡市障害福祉計画の策定及び変更時の協議、達成状況の確認、 地域の社会資源の開発及び改善、困難事例の対応の協議並びに委託相談支援事業者の運営評価 を行うものとする。
- 3 運営会議は、蒲郡市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共 有、蒲郡市障害者計画並びに蒲郡市障害福祉計画の策定及び変更時の協議、困難事例の対応の 協議並びに支援を必要とする障害者の支援検討、支援計画の策定及び見守りを行うものとする。
- 4 専門部会は、別表第1に掲げるものを設置し、障害者の支援に関して専門的見地からケース 検討、情報共有を行うものとする。

(構成員)

- 第4条 会議等は別表第2及び別表第3に掲げる機関等により構成する。ただし、運営会議は、 蒲郡市市民福祉部福祉課(以下「福祉課」という。)及び基幹相談支援センター(以下「センター」という。)並びに委託相談支援事業者により構成する。
- 2 会議等の委員は別表第2及び別表第3の機関に属する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 (運営)
- 第6条 協議会の運営は、運営会議の構成員が連携して行うものとする。
- 2 全体会議は会長が招集し、議事をつかさどる。
- 3 運営会議はセンターが招集し、議事をつかさどる。
- 4 専門部会は別表 1 のNo.1、No.2 及びNo.3 はセンターが招集し、No.4 は福祉課が招集する。また、議事は委員の互選による部会長がつかさどる。
- 5 必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 6 会議に係る庶務は、福祉課及びセンターにおいて処理する。 (議事録及び会議の公開)
- 第7条 福祉課及びセンターは、会議等について議事録を作成し、議事の概要を記録しなければ ならない。
- 2 会議等及び会議等の議事録は、公開するものとする。ただし、会議等において公開しない旨 を協議した場合及び個人情報に係ることは、この限りでない。 (守秘義務)
- 第8条 会議等に出席した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その 職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営に係る必要な事項は、会議等の協議により 定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月4日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

No.	専門部会	所掌事務	
1	就労ワーキンググループ	就労促進、就労支援の強化、情報共有	
2	事例検討部会	在宅支援の強化、個別事例検討、情報共有	
3	権利擁護部会	虐待防止、差別解消、成年後見、権利擁護、情報共有	
4	こども部会	児童発達支援に関する個別事例検討、情報共有、児童	
		発達支援センター設置に関すること	

別表第2 (第4条関係)

No.	機関名	会議	区 分
1	蒲郡市総代連合会	全体会議	
2	蒲郡市民生児童委員協議会	全体会議	専門3
3	蒲郡市ボランティア連絡協議会	全体会議	
4	蒲郡青年会議所	全体会議	
5	蒲郡市社会福祉協議会	全体会議	専門 2
6	蒲郡市身体障害者福祉協会	全体会議	専門 3
7	蒲郡市手をつなぐ育成会	全体会議	専門 3
8	蒲郡精神障害者地域家族会	全体会議	専門 3
9	愛知県立豊橋特別支援学校	全体会議	専門1・2
10	愛知県立豊川特別支援学校	全体会議	専門1・2
11	愛知県立岡崎特別支援学校	全体会議	専門1・2
12	デンソー太陽株式会社	全体会議	
13	生活支援センター山中	全体会議	
14	豊川公共職業安定所蒲郡出張所	全体会議	専門1
15	愛知障害者職業センター豊橋支所	全体会議	専門1
16	豊橋障害者就業・生活支援センター	全体会議	専門1
17	岩崎学園	全体会議	専門3
18	がまごおり・ふれあいの場	全体会議	専門4
19	愛知県豊川保健所	全体会議	専門 2
20	太陽の家愛知事業本部	全体会議	専門 1 ・ 2 ・ 3
21	つつじ寮	全体会議	専門 2 ・ 3
22	わくわくワーク大塚	全体会議	専門1・2
23	サポートくすの木	全体会議	専門1・2
24	ゆたかホーム	全体会議	専門 2
25	オレンジホーム	全体会議	専門 1 ・ 2 ・ 3
26	NPO法人楽笑	全体会議	専門1・2・3・4
27	コープあいち福祉サービス蒲郡	全体会議	専門 2
28	NPO法人笑い太鼓	全体会議	
29	ささゆりの会	全体会議	

30	蒲郡市障がい者支援センター	全体会議	専門1・2・3・4
	(基幹相談支援センター)		
31	障がい者相談支援センターにじ	全体会議	
32	障害者サポートセンターすてっぷ	全体会議	
33	相談支援事業所はばたき	全体会議	
34	相談支援楽翔	全体会議	
35	蒲郡市聴覚障害者福祉協会	全体会議	

別表第3 (第4条関係)

No.	機関名	会 議	区 分
1	蒲郡市民病院	全体会議	
2	蒲郡市教育委員会	全体会議	専門4
3	蒲郡市長寿課	全体会議	
4	蒲郡市子育て支援課	全体会議	専門4
5	蒲郡市健康推進課	全体会議	専門 2 ・ 4
6	蒲郡市福祉課	全体会議	専門1・2・3・4

蒲郡市第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画

平成30年3月

蒲郡市 市民福祉部 福祉課 発行•編集 **7443-8601** 住 所 愛知県蒲郡市旭町17-1 電 話 0533-66-1106F Α Χ 0533 - 66 - 3130 $\mathsf{E} - \mathsf{MAIL}$ shogai@city.gamagori.lg.jp http://www.city.gamagori.lg.jp/ U R